

答 申 第 39 号
平成 23 年 9 月 30 日

仙台市教育委員会 様

仙台市情報公開審査会
会 長 鈴木 宏一

仙台市情報公開条例第 18 条第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

平成 22 年 7 月 5 日付け H22 教学教第 447 号で諮問のありました下記の件について、別紙のとおり
答申いたします。

記

諮問第 51 号

- 「(1) 平成 20 年度『課題のある教員の取扱いに関する規則運用方針』に係る様式番号 1～6,
8～9, 11, 13～14 に準ずる書類
(2) 平成 21 年度『課題のある教員の取扱いに関する規則』に係る第 5 条第 1 項の計画書,
第 6 項の報告書
(3) 平成 21 年度『課題のある教員の取扱いに関する規則運用方針』に係る様式番号 15～17,
19」
に係る公文書非開示決定及び公文書一部開示決定に対する異議申立て

答 申
(諮問第 51 号)

1 審査会の結論

仙台市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った非開示決定及び一部開示決定は、いずれも妥当でなく、取り消されるべきである。実施機関は、改めて、原処分において非開示とした情報のうち別表第 3 の「開示相当と判断する部分」の欄に掲げるものを開示し、それ以外の情報を非開示とする一部開示決定を行うべきである。

なお、本答申においては、本件異議申立てに係る対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）中の個々の公文書を別表第 1 中「公文書の呼称」欄に掲げる呼称で呼び、公文書 1、公文書 5 及び公文書 10 を構成する様式 1 から様式 5 までにしたがいが作成された書面については、それらを「様式 1」等とそれぞれの様式番号で呼ぶこととする。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が仙台市情報公開条例（平成 12 年仙台市条例第 80 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、別記の各公文書の開示を請求したのに対し、実施機関が、平成 22 年 4 月 23 日付けで本件対象公文書のうち一部について非開示決定をし、残余について一部開示決定をしたことについて、それらの処分の取消しを求めたものである。

3 申立人の主張要旨

申立人が異議申立書及び意見書で主張した異議申立ての主な理由は、次のとおりである。

(1) 本件開示請求の目的

本件開示請求の目的は、仙台市における「指導不適切」の認定及び指導改善研修が、課題のある教員の取扱いに関する規則（平成 20 年仙台市教育委員会規則第 3 号。以下「規則」という。）、課題のある教員の取扱いに関する規則運用方針（平成 20 年 3 月 31 日教育長決裁。以下「運用方針」という。）、平成 20 年 5 月に実施機関が作成した「課題のある教員の取扱いについて」（以下「取扱いの手引き」という。）等に沿い、適切に運用されているかどうかを精査することにある。

「指導不適切」の認定申請については、「ほとんどの教職員は、当該教諭がなぜ対象になるのか疑問を抱いており、校長の申請理由に納得できない」等、学校現場から問題を指摘する声がある。取扱いの手引きには、児童等への指導に支障をきたしている教員がいた場合には、「校長及び当該教員はもちろん、教頭や他の教員が当該教員の抱える課題について共通理解を持ちながら、組織的に指導を行えるよう体制を作ることが肝要である」等と明記され、職場内の支援体制の整備が重視されている。また、認定申請にあたっては「校長は、指導・研修の記録及び教頭や当該教諭等への指導・研修にあたった教員の意見等を十分に検討しなければならない」、「重要な事実については、記録がある場合であってもそれに関係した職員に再度、事実確認を行う等、慎重な対応が必要である」等と明記され、特に客観性が重視されているのである。学校現場からの指摘は、認定申請に至るまでの職場内の支援体制や校長の判断の客観性に疑念を持たせるものであり、「指導不適切」の認定が適切に運用されているかどうかを精査する必要がある。

また、「指導不適切」の認定を受けた教員が受講する指導改善研修については、受講者から「研修計画が全員一律で、同じ計画になっている」等と指摘されている。取扱いの手引きには「指導不適切教諭等の能力、適性等に応じて、その者ごとに作成する指導改善研修に関する計画書に従い、仙台市教育センターが行う」と明記されているのであり、この点についても精査を要する。

(2) 本件非開示決定について

申立人の開示請求に対し、実施機関は、公文書 13、公文書 17、公文書 18 及び公文書 21 を条例第 7 条第 2 号及び第 6 号に該当することを理由に非開示とした。また、実施機関は、様式 2 から様式 5 までを開示しなかったにもかかわらず、非開示決定通知書にその理由を記載していない。実施機関は、理由説明書において、様式 1 から様式 5 までからなる一つの公文書として公文書 1、公文書 5 及び公文書 10 を特定し、当該公文書について一部開示決定を行った旨の説明をするのであるが、決定通知書において全く説明をしないのは不誠実な対応である。

本件開示請求の目的は上述のとおりであり、様式 2 から様式 5 までの開示を受け、「指導不適切」の認定申請が適切に運用されているかどうか、具体的な事実をもとに点検する必要がある。また、研修計画として公文書 16 が一部開示されたものの、公文書 16 からは、受講者それぞれの能力、適性等に応じて研修計画が作成されているかどうかは判明しないから、受講者ごとに作成された公文書 17 及び公文書 18 により、指導改善研修が適切に運用されているかどうかを精査する必要がある。特定の個人を識別することができる情報を除き、条例第 9 条により開示されるべきである。

なお、実施機関は、非開示決定に係る公文書は、いずれも公にされないことを前提に提出を受けたものであり、これらが開示されれば、今後、適切な「指導不適切」の認定申請、「指導の改善の程度」に関する評価等が行われなくなる可能性があるから条例第 7 条第 6 号に該当するというが、規則、運用方針及び取扱いの手引きのいずれにも公にされないことが前提であることを根拠づける表現はない。

(3) 本件一部開示決定について

一部開示決定に係る公文書のうち公文書 1、公文書 3、公文書 5、公文書 7、公文書 10 及び公文書 12 に記録された情報であって非開示とされたものは、氏名及び所属学校に係る情報を除き、条例第 9 条により開示されるべきである。

なお、実施機関は、公文書 1、公文書 5 及び公文書 10 について、公にされないことを前提に提出を受けたものであり、これらが開示されれば、今後、適切な「指導不適切」の認定申請が行われなくなる可能性があるから条例第 7 条第 6 号に該当するというが、規則等に公にされないことが前提であることを根拠づける表現はない。

4 実施機関の説明

実施機関が理由説明書及び口頭による説明において主張した主な非開示理由は、次のとおりである。

(1) 本件対象公文書について

① 「指導不適切」の認定等の手続について

本件対象公文書は、いずれも教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 25 条の 2 の規定に

よる指導改善研修及び同研修終了後の「指導の改善の程度」の認定に関わるものである。

実施機関は、仙台市立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「学校等」という。）に勤務する教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師及び実習助手（以下「教諭等」という。）であって、児童等への指導が不適切であると認定したものを対象に指導改善研修を実施しなければならない。また、同研修後は「指導の改善の程度」に関する認定を行い、なお児童等への指導を適切に行うことができないと認める教諭等に対しては、免職その他の必要な措置を講ずるものとされている。これら一連の手続は、原則として、次のとおりである。

まず、学校等の長（以下「校長」という。）は、当該学校等に所属する教諭等であって、児童等への指導を適切に行うことができず、かつ当該学校等内における指導等によっては改善の見込みがないと認めるものがあるときは、実施機関に対し、当該教諭等について「指導不適切」の認定をするよう申請する。

実施機関は、当該申請の内容を審査し、認定の可否を決定する。実施機関は、「指導不適切」の認定をしようとするときは、あらかじめ当該教諭等に対し、「指導不適切」の認定をしようとする理由を書面により通知するとともに、課題のある教員審査委員会（以下「審査委員会」という。）の意見を聴かなければならない。実施機関の通知を受けた教諭等は、実施機関に意見を提出し、また審査委員会において意見を述べることができる。

実施機関は、「指導不適切」の認定をしたときは、当該教諭等に対し、指導改善研修を実施する。指導改善研修は、当該教諭等の能力、適性等に応じて仙台市教育センター（以下「センター」という。）が作成する計画書にしたがい、原則として1年間を期間として実施する。センターの所長（以下「所長」という。）は、指導改善研修の終了後、速やかに当該教諭等の研修の状況及び「指導の改善の程度」に関する報告書を実施機関に提出する。

所長からの報告を受けた実施機関は、審査委員会の意見を聴いて「指導の改善の程度」に関する認定を行う。認定にあたっては、実施機関は、あらかじめ、所長から提出された報告書の写しを当該教諭等に送付しなければならず、当該教諭等は、当該報告書及び自らの「指導の改善の程度」について実施機関に意見を提出し、また審査委員会において意見を述べるすることができる。「指導の改善の程度」について、実施機関が「適切に指導を行うことができない」と認定したときは、その認定の内容に応じて当該教諭等の今後の処遇が決定されることとなっている。

② 本件対象公文書の特定について

平成20年度においては、3名の教諭等（以下、個別の教諭等をいう場合には、それぞれA教諭、B教諭及びC教諭と呼称する。）について「指導不適切」の認定の申請があり、実施機関は、B教諭及びC教諭について「指導不適切」の認定を行い、これら2教諭に指導改善研修の受講を命じた。指導改善研修は平成21年度に実施し、平成22年3月、実施機関は、当該研修による「指導の改善の程度」の認定を行うとともに、B教諭及びC教諭の今後の処遇を決定した。

実施機関は、これら一連の手続を進める上で、実施機関が作成し、又は収受した公文書の全てを本件対象公文書として特定した。

(2) 実施機関が非開示とした情報が条例所定の非開示情報に該当することについて

実施機関は、本件対象公文書に記録された情報のうち対象教諭等の所属学校名及び氏名は特定の個人が識別されるおそれがある情報であり、条例第7条第2号に該当するものとして非開示とした。また、校長の所属学校名及び氏名、文書記号のうち学校名を示す部分並びに校長印の印影のうち学校名を示す部分も、これらを開示すると当該教諭等の所属学校名が明らかになるため非開示とした。

以下、公文書ごとに、その余の情報を非開示とした理由を中心に説明する。

① 非開示決定に係る公文書に記録された情報について

公文書13はC教諭から、公文書21はB教諭から、それぞれ実施機関に提出された意見書であり、そこには、当該教諭等の心情等が記載されている。かかる情報を開示すると、たとえ当該教諭等が識別されないとしても、なお本人の権利利益を侵害するおそれがあるから、条例第7条第2号に該当する。また、意見書は、「指導不適切」の認定、今後の処遇の決定等の際、極めて重要な資料となるものであり、当該教諭等の意見、不満、反論等を、できるだけ率直に記載してもらう必要がある。これを開示すると、今後、教諭等に率直な意見等を記載してもらうことが困難になるおそれがあるから、これらの意見書に記録された情報は条例第7条第6号にも該当する。

公文書17及び公文書18は、それぞれB教諭及びC教諭の指導改善研修に係る研修状況報告書であり、そこには、B教諭及びC教諭の抱える課題、それに応じて実施した指導の内容、それによる「指導の改善の程度」に関する評価等が、具体的に記載されている。かかる情報を開示すると、当該教諭等が識別されないとしても、なお本人の権利利益を侵害するおそれがあるから、条例第7条第2号に該当する。また、指導の程度が改善されたとしても課題はなお残るのであり、「指導の改善の程度」の認定にあたっては、残された課題の内容、今後の改善の可能性等について慎重な判断が求められる。そのため、この報告書には、所長の率直な意見、評価等をできるだけ詳細に記載してもらう必要がある。これを開示すると、今後、所長に率直な意見等を記載してもらうことが困難になるおそれがあるから、かかる情報は、条例第7条第6号にも該当する。

また、非開示決定に係る公文書は、公にしない前提で教諭等及び所長から提出されるものであり、これを開示すると、提出者との信頼関係が崩れ、今後、適切な協力が得られず、ひいては適切な評価、認定等が行われなくなるおそれがあり、この点でも条例第7条第6号に該当する。

なお、これらの公文書に記録されている情報の一部は、一部開示決定により開示をした情報と同様のものであるが、今後もできるだけ率直な意見等が記載されることを確保するため、これらの公文書に記録されている情報は全て非開示とする必要があると判断したものである。

② 一部開示決定に係る公文書に記録された情報について

一部開示決定に係る公文書のうち、公文書2、公文書4、公文書6、公文書8、公文書9、公文書11、公文書14、公文書15、公文書16、公文書19、公文書20、公文書22、公文書23及び公文書24については、教諭等の所属学校名及び氏名のほかに非開示とした情報はない。

公文書1、公文書5及び公文書10は、それぞれA教諭、B教諭及びC教諭の所属学校等の校長が作成し、実施機関に「指導不適切」の認定を行うよう求めた申請書であり、実施機関が非開示とした部分には、校長が当該教諭等の指導が不適切であると認める理由が具体的に記載されている。かかる情報を開示すると、たとえ当該教諭等が識別されないとしても、なお本人の権利利益を侵害するおそれがあることに加え、今後、校長が率直な記載をすることが困難になるおそれがあるから、条例第7条第2号及び第6号に該当する。なお、これらの公文書には、それぞれ様式

2から様式5までが添付されている。これらの添付書類には、校長が当該教諭等について「指導不適切」の認定を申請すべきであると判断した理由、そうした判断に至った一連の事実経過等が具体的に記載され、また当該教諭等の児童等に対する指導力、事務処理能力等についての校長の評価が記載されている。かかる情報を開示すると、たとえ当該教諭等が識別されないとしても、なお本人の権利利益を侵害するおそれがあり、又は今後、校長が率直な記載をすることが困難になるおそれがあるから、かかる情報も条例第7条第2号及び第6号に該当する。実施機関は、これら添付書類に記録された情報は非開示とせざるを得ないものの、これらが添付された様式1については、その一部を開示できると判断した。実施機関は、公文書1を、様式2から様式5までを含む一体の公文書として一部開示する決定を行ったのであって、そのため非開示決定通知書に様式2から様式5までを非開示とする理由は記載しなかったものである。また、これらの公文書は、各校長から公にしないことを前提に提出を受けたものであり、これらを開示すると、校長との信頼関係が崩れ、今後、適切な協力が得られず、ひいては適切な評価、認定等が行われなくなるおそれがあり、この点でも条例第7条第6号に該当する。

公文書3、公文書7及び公文書12は、実施機関が、「指導不適切」の認定に係る審議を審査委員会に依頼した旨をA教諭、B教諭及びC教諭に通知し、あわせて意見の提出を促したものである。これらの公文書には「指導不適切」の認定をしようとする具体的な理由が記載されており、かかる情報を開示すると、たとえ当該教諭等が識別されないとしても、なお本人の権利利益が侵害されるおそれがあり、又は、今後、校長が率直な記載をすることが困難になるおそれがあるから条例第7条第2号及び第6号に該当する。

(3) 条例第9条による「裁量的開示」の必要性について

「指導不適切」及び「指導の改善の程度」の認定を行う際には、外部委員で構成する審査委員会の審議を求め、審査委員会には対象教諭等の意見書の写しを提出するほか、求めがあれば審査委員会の場で対象教諭等が意見を陳述できる仕組みとなっている。また、対象教諭等は、「指導不適切」の認定、指導改善研修の受講命令等について仙台市人事委員会に審査請求をすることもできる。不適切な制度運用による対象教諭等の権利侵害があってはならないことはいうまでもないが、実施機関としては、非開示情報を開示しなければならない特段の公益上の理由があるとは考えていない。

5 審査会の判断

(1) 本件対象公文書の特定について

条例第25条の規定に基づき、実施機関に本件対象公文書の提示を求め、当審査会において、規則、運用方針及び取扱いの手引きに定める手続に即して本件対象公文書を見分したところ、一連の手続を進めるのに必要な全ての公文書が本件非開示決定又は一部開示決定の対象とされており（C教諭について様式9の意見書があるのにA教諭及びB教諭のものはない、あるいはB教諭について様式17の意見書があるのにC教諭のものはないという差違はあるが、これらについては、実施機関から、意見書の提出は任意であり、対象教諭等から提出されなかったためであるとの説明があった。）、対象公文書の特定に係る実施機関の判断に欠けるところはないと認められる。なお、実施機関の説明を踏まえ、本件対象公文書の特定状況を整理すると、別表第1のとおりである。

(2) 本件一部開示決定における理由付記の不備について

本件一部開示決定に係る決定通知書の「3 公文書の一部の開示をしない理由」欄には、条例第7条第2号又は第6号に該当する旨が記載され、その理由として「氏名及び所属学校は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものである。また、意見書及び研修状況報告書の内容は、公にすることにより、個人の権利利益を害する恐れがあるとともに、人事管理業務の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがある。」と記載されている。しかしながら、別表第1に示すとおり、本件一部開示決定の対象公文書に「意見書及び研修状況報告書」は含まれていない。

実施機関は、公文書の非開示決定又は一部開示決定を行う場合は、仙台市行政手続条例（平成7年仙台市条例第1号）第6条の規定に基づき、その理由を示さなければならない。提示すべき理由の程度については、処分の性質と理由付記を命じた趣旨、目的に照らし、慎重に検討される必要があるものの、少なくとも、開示できない理由を開示請求者が明確に認識できる程度のものであることが必要と考えるのが相当である。本件一部開示決定においては、非開示とされた情報のうち「氏名及び所属学校」が条例第7条第2号に該当し、非開示と決定されたことは認識できるものの、その他の情報が同条第2号又は第6号に該当する理由は何も示されていないというべきである。

また、申立人は、実施機関が様式2から様式5までを全て開示しなかったにもかかわらず、公文書非開示決定通知書にその理由を記載せず、それらは公文書1等の一部として一部開示決定をしたのであり、非開示決定はしていないのだから、非開示決定通知書において説明をしなかった旨を本件異議申立ての手続の中で初めて説明するのは不誠実であると主張する。仮に実施機関が一部開示決定に係る各公文書について正確に理由を記載していたとすれば、様式2から様式5までが非開示とされた理由を本件異議申立ての手続の中で申立人が初めて知ることにはならなかったかも知れない。これも一部開示決定に係る公文書について「氏名及び所属学校」以外の情報を非開示とした理由が何も説明されていないことに由来する問題であるというほかはない。

当審査会としては、本件一部開示決定は理由付記に不備があり、取り消されるべきであると考えられるものであるが、実施機関が改めて決定を行う際、当該決定が適切なものとなるよう、以下、本件非開示決定の妥当性の検討とあわせ、本件一部開示決定により非開示とされた情報の非開示事由該当性についても検討を進めることとする。

(3) 実施機関が非開示とした情報の非開示情報該当性について

申立人は、本件非開示決定及び一部開示決定に係る対象公文書の一部について、条例第9条に基づき、いわゆる裁量的開示を求めている。しかし、そもそも裁量的開示は、公文書に条例第7条第2号から第6号までの規定に該当する非開示情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認める場合に、実施機関の高度の行政的判断により開示をする制度であるから、当審査会としては、裁量的開示の要否についての検討に先立ち、本件において非開示とされた情報の非開示情報該当性について検討することとする。申立人も、公にしないことを前提に提出された公文書を開示すると、今後、適切な申請、評価等が行われなくなるおそれがあるから条例第7条第6号に該当するとの実施機関の主張に対し、公にしないことが前提である根拠はない旨を主張しており、まず本件非開示決定及び一部開示決定により非開示とされた情報の非開示情報該当性を十分に吟味することが本件異議申立ての趣旨にかなうものとする。

① 対象教諭等に係る個人情報の条例第7条第2号ただし書きハ該当性について

本件対象公文書には、職名、氏名等、対象教諭等に係る個人情報が多数記録されている。その中には対象教諭等の職務に関連したものも多く（特に、指導改善研修の受講は、実施機関の受講命令によるものであることが明らかである。）、対象教諭等はいずれも公務員であるから、はじめに対象教諭等に係る個人情報の条例第7条第2号ただし書きハ該当性について検討する。

確かに、対象教諭等に係る個人情報の中には、任命権者の命令に基づく職務の遂行に関わる情報ととらえることが可能なものもあるように思われる。しかしながら、校長の認定申請に始まり、その後の「指導不適切」の認定、指導改善研修の受講、そして「指導の改善の程度」の認定へと至る一連の手続は、その結果により今後の対象教諭等の処遇が決定され、場合によっては免職という措置もあり得ることを踏まえると、本件対象公文書に記録された対象教諭等に係る個人情報は、公務員の勤務態度、勤務成績等職員としての身分の取扱いに係る情報ととらえるのが相当であり、当審査会としては、条例第7条第2号ただし書きハには該当しないものと判断する。

② 本件対象公文書に共通する情報及びそれらに関連する情報の非開示情報該当性について

当審査会が本件対象公文書を見分したところ、実施機関が非開示とした情報は別表第2のように整理できる。

まず、非開示決定に係る公文書及び一部開示決定に係る公文書を通じ、共通して非開示とされている情報及びこれらの情報に関連する情報の非開示情報該当性について検討する。

はじめに、「各様式に定められている表の枠線、字句等」についてである。当審査会としては、これは、およそ非開示とされる理由はなく、開示されるべきであると判断する。また、実施機関によれば、公文書17及び公文書18の様式は定めていないが、所長が提出する報告書は、現在のところ、すべて同一の書式で作成されているとのことである。当審査会としては、様式化されていると認められる書式中、そこに記載されるべき内容を示す見出しや項目名等の定型的な字句は、「各様式に定められている表の枠線、字句等」と同様に非開示とされる理由はないと判断するものであり、「様式化されていると認められる書式中の表の枠線、定型的な字句等」も開示されるべきである。

次に、「対象教諭等の氏名（ふりがなを含む。）」についてであるが、本件において、かかる情報が条例第7条第2号ただし書きハに該当しないと判断することについては、すでに述べた。関連して「対象教諭等の認印の印影」及び「対象教諭等の姓」について、あわせて検討する。「対象教諭等の姓」はもとより「対象教諭等の認印の印影」にも対象教諭等の姓が表示されている。姓のみから特定の教諭等が識別されるとまではいえないとしても、対象教諭等にしてみれば、認定された経緯、理由等にとどまらず、たとえ不認定となったとしても「指導不適切」の認定申請がなされたという事実だけでも他人に知られたくないと思うのが通常であると思われる。ところで、実施機関の説明によれば、「指導不適切」の認定申請をなすに至るまでには、校長は、校内において関係教職員とともに対象教諭等の指導にあたるとのことであり、それは当審査会が見分した公文書1、公文書5及び公文書10に記録された情報からも認められる。加えて、「指導不適切」の認定を受けた場合、当該教諭等は、原則として1年間、主としてセンターにおいて研修を受講することになるから、校内での指導にあたった関係教職員にとどまらない相当程度広範囲の学校関係者は、当該教諭等について「指導不適切」の認定がなされたのではないかと、少なくとも推

測できる状況にあるものと思われる。かかる状況の下で対象教諭等の姓を開示すると、当該教諭等について「指導不適切」の認定がなされたとの学校関係者の推測の度を高め、それらの者の中で当該教諭等の不適切な指導についてさらに取りざたされるおそれがあると認められるから、「対象教諭等の認印の印影」及び「対象教諭等の姓」は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報として、条例第7条第2号に該当するものと認められる。

次に、「対象教諭等の所属学校名」について検討する。所属学校名から特定の教諭等が直ちに識別されるとまではいえないとしても、上記のとおり为学校関係者の状況の下で対象教諭等の所属学校名が明らかになれば、学校関係者の推測の度を高め、それらの者の中で当該教諭等の不適切な指導についてさらに取りざたされるおそれがある。したがって、「対象教諭等の所属学校名」は条例第7条第2号に該当すると認められるものの、公文書16等において「対象教諭等の所属学校名（各学校に特有の部分）」のみを非開示としている本件においては、「対象教諭等の所属学校名」のうち各学校に特有の部分以外の部分は開示されるべきである。関連して、「文書記号（各学校に特有の部分）」、「公文書の作成者である校長の所属学校名及び氏名」及び「校長印の印影」について検討する。かかる情報は、結局、対象教諭等の所属学校を特定する情報であるから、「対象教諭等の所属学校名」と同様、各学校に特有の部分の非開示とすることには理由がある。なお、「校長印の印影」について各学校に特有の部分のみを非開示とした場合、非開示とされた文字数が推測され、それにより所属学校についての学校関係者の推測の度を高めるおそれがあることは否定できず、一般論としては、印影全体を非開示とすべきと考える余地もある。しかしながら、様式1においてすでに各学校に特有の部分以外の部分が開示されている本件においては、様式4及び様式5の印影についても各学校に特有の部分以外の部分は開示されるべきである。

次に、「対象教諭等の職名」について検討する。たとえば「養護教諭」という職名を開示した場合には対象者が相当程度限定されるなど、学校関係者の推測の度を高めるおそれがあり、一般論としては、職名は条例第7条第2号に該当する情報と認められる余地があるものの、本件においては、各対象教諭等の職名は同一であり、職名を開示しても対象者が限定されることにはならない。さらに公文書1、公文書5、公文書10等においてすでに対象教諭等の職名が「教諭」であることは開示されているから、さらに個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められず、「対象教諭等の職名」が条例第7条第2号に該当する情報であるとは認められない。なお、職名はありのまま記載する以外に表現の工夫等の余地はなく、これを開示することとしても、今後、実施機関以外の各公文書の作成者（対象教諭等、校長又は所長）が同様の公文書を作成する際に、率直な記載を躊躇するおそれがあるとは認められない。仮に、対象教諭等、校長又は所長が、今後は職名を記載せずに各公文書の提出に及ぶとしても、それにより実施機関が対象教諭等を特定するのに支障が生じ、その結果、教諭等の「指導不適切」又は「指導の改善の程度」の認定に支障が生じるとも思われない。ただし、職名を開示することとした場合、以後、対象教諭等が学校関係者により自己が識別されることをおそれ、職名を記載しないだけでなく、意見書の提出そのものを控えてしまいかねないおそれは否定できず、その限りにおいて職名は条例第7条第6号に該当する情報であると認められる余地はあるものの、本件においては職名がすでに開示されているのであるから、実施機関も職名が同号に該当する情報であるとは認めていなかったものとする

のが相当である。したがって、本件においては、職名は開示されるべきである。

次に、「対象教諭等の生年月日及び年齢」について検討する。上記のとおり为学校関係者の状況の下でかかる情報が明らかになれば、学校関係者の推測の度を高め、それらの者の中で当該教諭等の不適切な指導についてさらに取りざたされるおそれがあると認められるから、「対象教諭等の生年月日及び年齢」は条例第7条第2号に該当するものと認められる。

次に、「対象教諭等の性別」について検討する。ある集団の成員の性別構成によっては、性別を把握することにより特定の成員を識別できる場合があり得る。平成20年度に「指導不適切」の認定申請がなされた教諭は3名であり、当審査会が見分したところ、それら3名の教諭の性は共通ではない。上記のとおり为学校関係者の状況の下でかかる情報を開示すると、特定の性の教諭について「指導不適切」の認定がなされたとの学校関係者の推測の度をさらに高めるおそれがあると認められるから、「対象教諭等の性別」も条例第7条第2号に該当するものと認められる。

次に、対象教諭等の住所、電話番号、勤務歴等の情報についてである。「対象教諭等の住所（郵便番号を含む。）」及び「対象教諭等の電話番号」が条例第7条第2号に該当することは明らかである。また「対象教諭等の校務分掌」、「対象教諭等の担当学年、担当教科、校務分掌等、主な研修歴、教員免許等、病気休暇・休職歴、賞罰及び勤務歴」及び「対象教諭等の前所属校等の勤務歴」についても、上記のとおり为学校関係者の状況の下でこれら対象教諭等に特有の情報を開示すると、当該教諭等について「指導不適切」の認定がなされたとの学校関係者の推測の度をさらに高めるおそれがあると認められるから、かかる情報も条例第7条第2号に該当するものと認められる。さらにこれらの情報のうち教員免許等、病気休暇・休職歴及び賞罰に関する情報については、それぞれ機微にわたるものであり、たとえこれらを開示することにより学校関係者の推測の度を高めるおそれがないとしても、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報として条例第7条第2号に該当するというべきである。「担任児童の状況等対象教諭等の担任学級に関わる情報」は、児童の人数や状況、前任者の氏名等、対象教諭等の担任学級について推測の度を高めるおそれのある情報であり、上記のとおり为学校関係者の状況の下でこれらの情報を開示すると、当該教諭等について「指導不適切」の認定がなされたとの学校関係者の推測の度をさらに高めるおそれがあると認められるから、かかる情報も条例第7条第2号に該当するものと認められる。

次に、「実施機関への提出年月日」及び「実施機関への報告年月日」について検討する。これらは、それぞれ作成者が様式（様式化されていると認められている書式を含む。）中の定められた箇所又は任意の位置に日付を記載したものである。上記のとおり为学校関係者の状況の下であっても、日付を示す数字のみにより学校関係者の推測の度をさらに高めるおそれは認められないし、今後、対象教諭等が同様の記載を躊躇するおそれがあるとも思われないから、条例第7条第2号又は第6号に該当するものとは認められない。したがって、「実施機関への提出年月日」及び「実施機関への報告年月日」は開示されるべきである。

③ 非開示決定に係る公文書に記録されたその他の情報の非開示情報該当性について

ア 公文書13及び公文書21に記録されたその他の情報の非開示情報該当性について

これらの公文書に記録された情報のうち、②で述べたもの以外の情報で非開示とされたものの非開示情報該当性について検討する。

まず「対象教諭等の提出した意見の内容」についてである。公文書13には、C教諭がこれま

での児童及び保護者への対応や学習指導のあり方を、公文書 21 には、B 教諭が教員になってからこれまでの経過を、それぞれ振り返りながら述べた率直な心情等が記載されている。かかる情報は、個人の人格と密接に結びついた情報であり、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報として、条例第 7 条第 2 号に該当するものと認められる。

次に、「様式の一部を対象教諭等が訂正した文字等」についてである。当審査会が見分したところ、対象教諭等の行った訂正は、宛先に敬称を付し、又は様式の一部に取消し線を記載したというものである。②で述べたとおりの学校関係者の状況の下であっても、かかる情報のみの開示であれば、学校関係者の推測の度をさらに高めるおそれは認められず、また、今後、対象教諭等が同様の訂正ができなくなる等の支障が生じるおそれがあるとも思われぬ。したがって、かかる情報は条例第 7 条第 2 号又は第 6 号に該当するとは認められないから、開示されるべきである。

イ 公文書 17 及び公文書 18 に記録されたその他の情報の非開示情報該当性について

これらの公文書に記録された情報のうち②で述べたもの以外の情報で、非開示とされたものの非開示情報該当性について検討する。

まず、「対象教諭等の指導改善研修の研修期間」についてである。実施機関は、「指導不適切」と認定した教諭等について「休職、育児休業の取得その他の長期にわたり指導改善研修を受講できないため研修を継続することが困難な事情があると認めるときは、指導改善研修を終了させることができる」（規則第 5 条第 5 項）のであるから、研修期間は対象教諭等ごとに異なる場合があり得る。したがって、研修期間の長短、時期等により学校関係者の推測の度をさらに高める場合があり得るといふべきであるが、本件においては、公文書 17 及び公文書 18 に記載されている研修期間は同一であり、しかも、いずれも当初予定されていた期間と変わらない。そして当初予定されていた期間は、すでに公文書 9 において開示されているのであるから、実際の研修期間を開示しても学校関係者の推測の度をさらに高めるおそれがあるとは認められない。また、研修期間は、事実をありのままに記載する以外になく、これを開示しても、以後、所長が率直な記載を躊躇するおそれがあるとも思われぬから、かかる情報は条例第 7 条第 2 号又は第 6 号に該当するものとは認められない。したがって、かかる情報は開示されるべきである。

次に、「対象教諭等に対し『指導不適切』の認定をした際、審査委員会から実施機関に提出された意見の内容及び提出時期」について検討する。審査委員会の意見は、対象教諭等の抱える課題を明らかにしたうえで、指導改善研修を行うことが必要であるとし、さらに必要な研修の内容や期間を提言する内容となっている。②で述べたとおりの学校関係者の状況の下でかかる情報を開示すると、当該意見から推測される指導の問題点の内容によって、当該教諭等について「指導不適切」の認定がなされたとの学校関係者の推測の度を高めるおそれがあることは一概に否定できないものの、ここに記載されているのは、審査委員会の意見を所長が忠実に転載したものに過ぎず、そして本件において審査委員会の意見の内容は公文書 8 及び公文書 14 ですでに開示されているから、これを開示しても学校関係者の推測の度をさらに高めるおそれがあるとは認められない。また、転載したものの中に所長の率直な心情等が記載されることはないから、以後、所長が率直な記載ができなくなるともいえない。したがって、かかる情報は条例

第7条第2号又は第6号に該当する情報であるとは認められない。また、これらの公文書に記載された意見の提出時期は同一であり、これらを開示しても学校関係者の推測の度をさらに高めるおそれがあるとはいえない。そして、以後、所長が提出時期を率直に記載できなくなるとも考えられないから、かかる情報も条例第7条第2号又は第6号に該当する情報であるとは認められない。したがって、「対象教諭等に対し『指導不適切』の認定をした際、審査委員会から実施機関に提出された意見の内容及び提出時期」は開示されるべきである。

次に、「対象教諭等に対する指導改善研修のねらい」について検討する。ここには、センターが審査委員会の意見を踏まえて設定した指導改善研修の実施による各対象教諭等の到達目標の水準を定性的に示したものが記載されている。到達目標は研修実施前の対象教諭等の水準を踏まえて個別に設定されているから、その記載から対象教諭等の指導の問題点を推測させるおそれがあり、②で述べたとおりの学校関係者の状況の下でかかる情報を開示すると、当該教諭等について「指導不適切」の認定がなされたとの学校関係者の推測の度を高めるおそれがあるといえるから、かかる情報は条例第7条第2号に該当するものと認められる。

次に、「対象教諭等に対する指導改善研修の主な内容」について検討する。ここには、特別研修計画に基づき指導改善研修を実施した旨が記載されているほか、対象教諭等に対して実施した個々の研修プログラムのうちの主なもののねらい、内容、実施時期、期間等が簡潔に記載されている。一般に、研修のプログラムは対象教諭等の抱える課題に即して編成されるから、②で述べたとおりの学校関係者の状況の下でかかる情報を開示すると、その内容等から当該教諭等の指導の問題点を推測させ、ひいては学校関係者の推測の度を高めるおそれがあることは否定できない。しかしながら、本件においては公文書16のほとんどが開示されている。公文書16は対象教諭等に係る研修計画内容が記載されたものであり、そこから明らかになる個別のプログラムの内容等を文章により、簡潔にまとめた情報を開示しても、学校関係者の推測の度をさらに高めるおそれがあるとは認められない。一方、所長が学校関係者の推測の度を高めることのないように配慮して慎重な記載を心がけるなど、今後、所長が率直な記載を躊躇するおそれがあることも否定できないが、それはセンターが作成した公文書16についても同様であり、実施機関は主な研修計画の内容等を開示しても今後の指導改善研修の実施や「指導の改善の程度」の認定に支障が生じるおそれはないと考えていたものと認められるから、本件においてはかかる情報は開示されるべきである。ただし、かかる情報のうち、対象教諭等の原籍校における実習時期並びに研修期間の途中で追加された研修のねらい、実施場所、実施時期等は各対象教諭等に特有の情報であり、これらの情報を開示すると、学校関係者及び追加された研修の実施場所の関係者により各対象教諭等について「指導不適切」の認定がなされたとの推測の度を高め、それらの者の中で当該教諭等の不適切な指導について取りざたされるおそれがあることは否定できず、また、これらは公文書16により明らかな情報ではないから、かかる情報は条例第7条第2号に該当する情報であると認められる。したがって、「対象教諭等に対する指導改善研修の主な内容」のうちこれらの情報を除いたもの、すなわち別表第3の「開示相当と判断する部分」の欄に掲げるものは、開示されるべきである。

次に、「対象教諭等の指導改善研修への取組の状況及び態度に関する所長の評価」、「対象教諭等に対する指導改善研修の成果と課題に関する所長の評価」及び「対象教諭等に対する指導改

善研修についての所長の総合所見」について検討する。これらの部分には、対象教諭等の研修への取組姿勢や自己評価に対する所長の率直な評価、研修終了後の対象教諭等の到達点やなお抱えている具体的な課題についての所長の所見、さらにそれらを踏まえての指導改善研修の成果を総括する所見が記載されている。これらは公文書 17 及び公文書 18 の中核をなす部分であり、その後の審査委員会における審議や実施機関における「指導の改善の程度」に関する認定の際の重要な資料となるものである。率直な評価、所見等が記載されることが適切な認定がなされるために必要であると認められるところ、これらの情報が開示されるとすれば、以後、所長は、対象教諭等の受け止め方に配慮し、又は学校関係者の推測の度を高めることのないように配慮して慎重な記載を心がけるなど、率直な記載を躊躇するおそれがあり、その結果、「指導の改善の程度」の認定に支障が生じるおそれがあると認められるから、かかる情報は、条例第 7 条第 6 号に該当するものと認められる。

なお、「作成者である所長の職名、氏名及び職印」については、条例第 7 条第 2 号ただし書きハに該当する情報として開示されるべきである。

ウ 率直な記載を確保するために全体を非開示とする必要があるとの実施機関の主張について

実施機関は、本件非開示決定に係る公文書の一部には本件一部開示決定により開示をした情報と同様の情報が含まれているが、今後も率直な意見等が記載されることを確保するために、全て非開示とする必要があると主張しているため、この点について述べる。

条例第 7 条は、実施機関は、同条各号に掲げる情報が記録されている場合を除き、公文書を開示しなければならない旨を規定しており、条例の趣旨が「原則開示」であることはいうまでもない。実施機関は、非開示とすべき情報が公文書の全てに及ぶ場合及び非開示とすべき情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができない場合に全部を非開示とすることができるのである。率直な記載の確保のためには、条例第 7 条第 6 号に該当する情報を個別に非開示とすれば足り、本来、開示されるべき情報を非開示とすることはできないものである。

④ 本件一部開示決定に係る公文書に記録されたその他の情報の非開示情報該当性について

ア 公文書 2、公文書 4、公文書 6、公文書 8、公文書 9、公文書 11、公文書 14、公文書 15、公文書 19、公文書 20、公文書 22、公文書 23 及び公文書 24 に記録された情報の非開示情報該当性について

これらの公文書に記録された情報のうち非開示とされたものは、「対象教諭等の所属学校名（各学校に特有の部分）」及び「対象教諭等の氏名」である。かかる情報が条例第 7 条第 2 号に該当すると認められることについては、②で述べたとおりである。

イ 公文書 16 に記録された情報の非開示情報該当性について

公文書 16 に記録された情報のうち非開示とされたものは、原籍校の名称、すなわち「対象教諭等の所属学校名（各学校に特有の部分）」である。かかる情報が条例第 7 条第 2 号に該当すると認められることについては、②で述べたとおりである。

なお、公文書 16 の開示された部分に原籍校の名称が記載されている箇所があるので、当該開示された学校の名称について、本件対象公文書の他の非開示箇所においてもこれを開示すべきか否かについて検討する。仮に開示された学校名を他の非開示箇所においても開示するとすれば、B 教諭及び C 教諭の所属学校の異同までを明らかにする結果とならざるを得ないところ、

本件においては各公文書がいずれの教諭に係るものであるかを把握できるように特定されているため、仮に両教諭の所属学校が異なる場合には、特定の教諭に係る一連の公文書が特定され、その結果、すでに開示された情報から当該教諭等の不適切な指導についてさらに取りざたされるおそれがあると認められるから、当審査会としては、すでに一部の学校名が開示されたからといって、他の非開示箇所についても開示されるべきであるとはいえないものと判断する。

- ウ 公文書 1，公文書 5 及び公文書 10 に記録されたその他の情報の非開示情報該当性について
i 様式 1 に記録されたその他の情報の非開示情報該当性について

様式 1 に記録された情報のうち、②で述べたもの以外の情報で非開示とされたものは、「対象教諭等について『指導不適切』の認定申請をした理由を説明した記載の一部」である。

ここでは、各公文書を通じ、対象教諭等の問題行動の実例や、対象教諭等の指導に対する同僚教職員、児童又は保護者の反応を具体的に挙げながら、その指導の問題点が詳細に説明されている。また、公文書 5 の様式 1 には、B 教諭に対し行った指導の内容や手法についても、その開始時期や担当者を明示して具体的に記載されている。②で述べたとおりの学校関係者の状況の下でこれらの詳細で具体的な情報を開示すると、対象教諭等について「指導不適切」の認定がなされたとの学校関係者の推測の度を高め、それらの者の中で当該教諭等の不適切な指導についてさらに取りざたされるおそれがあると認められるから、かかる情報は条例第 7 条第 2 号に該当するものと認められる。また、公文書 1 及び公文書 10 の様式 1 には、校内での指導に対する対象教諭等の取組姿勢や当該指導による改善の程度についての校長の評価も記載されている。これらの情報が開示されれば、今後、校長は、対象教諭等の受け止め方に配慮し、又は学校関係者の推測の度を高めることのないように配慮して慎重な記載を心がけるなど、率直な記載を躊躇するおそれがあり、その結果、「指導不適切」の認定に支障が生じるおそれがあると認められるから、かかる情報は条例第 7 条第 6 号に該当するものと認められる。したがって「対象教諭等について『指導不適切』の認定申請をした理由を説明した記載の一部」は、その大半が非開示情報と認められるものの、公文書 5 の様式 1 において非開示とされた情報のうち B 教諭に指導を行ってきたことを端的に説明したに過ぎないもの（別表第 3 の「開示相当と判断する部分」の欄に掲げるもの）は、これを開示したところで学校関係者の推測の度を高めるとはいえないし、以後、校長がこのような端的な記載を躊躇してしまうおそれがあるともいえないから、かかる情報は開示されるべきである。

- ii 様式 2 に記録されたその他の情報の非開示情報該当性について

様式 2 に記録された情報のうち、②で述べたもの以外の情報で非開示とされたものの非開示情報該当性について検討する。

まず、「対象教諭等の指導により児童等の教育に支障をきたしている状況」についてである。ここでは、各公文書を通じ、対象教諭等の指導の問題点が具体的に説明されている。また、公文書 5 及び公文書 10 の様式 2 では B 教諭及び C 教諭の指導がもたらした児童の状況が具体的に説明されているほか、公文書 10 の様式 2 には C 教諭に対する同僚教職員や保護者からの苦情の内容も記載されている。②で述べたとおりの学校関係者の状況の下でこれらの情報を開示すると、対象教諭等について「指導不適切」の認定がなされたとの学校関係者の推測の度を高め、それらの者の中で当該教諭等の不適切な指導についてさらに取りざたされるお

それがあると認められるから、かかる情報は条例第7条第2号に該当するものと認められる。

次に、「校内における対象教諭等への指導の経過」について検討する。ここでは、各公文書を通じ、「指導不適切」の認定申請前に校長等関係教職員が対象教諭等に対して行ってきた指導について、その内容、方法、時期、頻度、関与した教職員の職名、指導の契機となった同僚教職員の声等を挙げながら具体的に説明されている。また、公文書1の様式2においては、A教諭に関わる具体的な出来事を取り上げ、その出来事の生じた時期や内容に触れながら、その後の改善の状況についても説明されている。②で述べたとおりの学校関係者の状況の下でこれらの情報を開示すると、対象教諭等について「指導不適切」の認定がなされたとの学校関係者の推測の度を高め、それらの者の中で当該教諭等の不適切な指導についてさらに取りざたされるおそれがあるから、かかる情報は、条例第7条第2号に該当するものと認められる。ただし、かかる情報のうち校長又は教頭が一定の問題意識の下に対象教諭等に直接、若しくは関係教職員を通じて指導を行い、又は不適切な指導の状況、その後の改善状況等を確認した事実を説明した部分は、その具体的な内容、方法、関与した教職員の職名等にわたる部分を除き、開示されるべきである。すなわち、校長は、所属する教員で課題のある教員と認めるものに対し、必要な指導、研修等を行わなければならない(規則第2条)、また教頭は、校長の職務を全般的に補佐するのであるから、具体的な部分を非開示とすれば、他の教職員が必要に応じ、特別に関与した場合は異なり、それを開示したところで、学校関係者の推測の度をさらに高めるおそれは認められないし、また、今後、校長が様式2を作成する際に率直な記載を躊躇するおそれがあるとも思われない。したがって、かかる情報は条例第7条第2号又は第6号に該当するとは認められないから、別表第3の「開示相当と判断する部分」の欄に掲げるものは開示されるべきである。また、ここには、校内での指導による対象教諭等の指導の改善の程度に関する校長の評価も記載されている。かかる情報が開示されれば、以後、校長は、対象教諭等の受け止め方に配慮し、又は学校関係者の推測の度を高めることのないように配慮して慎重な記載を心がけるなど、率直な記載を躊躇するおそれがあり、その結果、「指導不適切」の認定に支障が生じるおそれがあるから、かかる情報は、条例第7条第6号に該当するものと認められる。

次に、「対象教諭等の指導に対する児童生徒、保護者及び他の教員の声」について検討する。ここには、校長が確認した同僚教職員の意見、苦情等や、伝聞によるものを含め校長が把握した保護者の意見、苦情等が具体的に記載されているほか、公文書5の様式2には児童の意見、苦情等が、公文書1の様式2には児童とA教諭の関係を示す状況が具体的に記載されている。②で述べたとおりの学校関係者の状況の下でこれらの情報を開示すると、各対象教諭等について「指導不適切」の認定がなされたとの学校関係者の推測の度を高め、それらの者の中で当該教諭等の不適切な指導についてさらに取りざたされるおそれがあるから、かかる情報は条例第7条第2号に該当するものと認められる。また、公文書1及び公文書10の様式2には児童と対象教諭等の関係についての校長の評価が記載されている。かかる情報が開示されれば、以後、校長は、対象教諭等の受け止め方に配慮し、又は学校関係者の推測の度を高めることのないように配慮して慎重な記載を心がけるなど、率直な記載を躊躇するおそれがあり、その結果、「指導不適切」の認定に支障が生じるおそれがあると認め

られるから、かかる情報は、条例第7条第6号に該当するものと認められる。

次に、「対象教諭等の現状認識」及び「対象教諭等の指導の不適切さに関する校長の総合所見」について検討する。「対象教諭等の現状認識」には、対象教諭等につき、自らの指導や事務処理に関する問題意識の程度、校内での指導に対する姿勢、申請時点における改善の程度等に関する校長の評価が記載されている。また、「対象教諭等の指導の不適切さに関する校長の総合所見」には、児童等に対する指導や事務処理が適切に行えない対象教諭等の現状に対する校長の総合的な所見が記載されている。かかる情報が開示されれば、校長は、今後、対象教諭等の受け止め方に配慮し、又は学校関係者の推測の度を高めることのないように配慮して慎重な記載を心がけるなど、率直な記載を躊躇するおそれがあり、その結果、「指導不適切」の認定に支障が生じるおそれがあると認められるから、かかる情報は、条例第7条第6号に該当するものと認められる。また、公文書5の様式2には、これらの情報のほか、校内における指導の内容、手法等が具体的に記載されている。②で述べたとおりの学校関係者の状況の下でかかる情報を開示すると、B教諭について「指導不適切」の認定がなされたとの学校関係者の推測の度を高めるおそれがあると認められるから、かかる情報は条例第7条第2号に該当するものと認められる。ただし、これらの部分に記録された情報のうち別表第3の「開示相当と判断する部分」の欄に掲げるものは、校長又は教頭が一定の問題意識の下に対象教諭等に直接、若しくは関係教職員を通じて指導を行い、又は不適切な指導の状況、その後の改善状況等を確認した事実を端的に説明したに過ぎない部分であると認められるから、開示されるべきである。

iii 様式3に記録されたその他の情報の非開示情報該当性について

様式3に記録されている情報のうち、②で述べたもの以外の情報で非開示とされたものの非開示情報該当性について検討する。

まず、「担任する児童の氏名（姓名のいずれかのみも含む。）」についてである。氏名が条例第7条第2号に該当することは明らかであるし、児童の姓又は名のいずれか一方のみであっても、②で述べたとおりの学校関係者の状況の下でかかる情報を開示すると、A教諭について「指導不適切」の認定がなされたとの学校関係者の推測の度を高めるおそれがあると認められるから、姓又は名のいずれかのみ情報であっても同号に該当するものと認められる。

次に、「対象教諭等の不適切な指導や対象教諭等に対する校長等の指導に関わる一連の事実経過」について検討する。ここには、対象教諭等の不適切な指導により生じた児童及び学級内外の状況が、校長の観察や教頭等の報告に基づき詳細に記載され、不適切な指導を受けた児童及びその保護者からの意見、要望等の内容、それら意見等が提出された際の状況や校長の対応状況等とあわせ、当該事実の生じた日付（確定日付だけではなく「〇月」、「〇月上旬」等と記載されているものもあり、また継続して生じている事実の場合には、その期間が記載されている。）や意見等を述べた保護者のイニシャル等とともに、時系列で詳細に記載されている。また、対象教諭等に対して行った指導の具体的な内容や態様、当該指導に関与した教職員の職名や氏名、関係機関等の名称等について詳細に記載されているほか、校長等の指導を受けた対象教諭等の態度や指導の効果に関する評価等についても、具体的な状況を交えながら詳細に記載されている。また、「確認者」の欄には、個々の事実を確認した者の職名、人

数等が記載されているほか、校長が不在のために確認できなかったものについて不在であった理由が具体的に記載された箇所もある。②で述べたとおりの学校関係者の状況の下でこれらの具体的な情報を開示すると、それぞれ対象教諭等について「指導不適切」の認定がなされたとの学校関係者の推測の度を高め、それらの者の中で当該教諭等の不適切な指導についてさらに取りざたされるおそれがあると認められるから、かかる情報は条例第7条第2号に該当するものと認められる。また、公文書5の様式3には、校長がB教諭の指導改善を図るため、改善すべき点をまとめ、B教諭に示した資料が添付されている。添付された資料に記載された内容と、実際に行われた校長等の指導内容とは密接に関係しており、当該資料の内容により学校関係者の推測の度を高めるおそれがあるから、当該資料も条例第7条第2号に該当するものと認められる。仮に、これらの情報が条例第7条第2号に該当するとまではいえないとしても、これらの情報が開示されるとなれば、校長は、様式3を作成するにあたり、対象教諭等の受け止め方に配慮し、又は学校関係者の推測の度を高めることのないように配慮して慎重な記載を心がけるなど、率直な記載を躊躇するおそれがあり、その結果、「指導不適切」の認定に支障が生じるおそれがあると認められるから、かかる情報は、条例第7条第6号に該当するものと認められる。

したがって、様式3に記録された情報の大半は非開示情報に該当すると認められるものの、これらの情報のうち別表第3の「開示相当と判断する部分」の欄に掲げるものは、校長又は教頭が一定の問題意識の下に対象教諭等に直接、又は関係教職員を通じて指導を行ったこと、指導を行う前提として対象教諭等の不適切な指導の状況、その後の改善状況等について対象教諭等に直接、又は関係者を通じて確認するなどして把握に努めたこと、対象教諭等の不適切な指導についての関係者からの訴えに必要な対応をしたこと等の事実を端的に説明したに過ぎない部分であると認められるから、開示されるべきである。さらに、「確認者」の欄には、ある事実の確認者が直前に記載された事実の確認者と同一であるため「同上」と記載されたものもある。たとえ直前に記載された事実の確認者が個別に関与した教職員等であっても、「同上」という記載を開示したところで、それら個別に関与した教職員等が明らかになるわけではないから、「同上」という記載は開示されるべきである。

iv 様式4に記録されたその他の情報の非開示情報該当性について

様式4に記録された情報のうち、②で述べたもの以外の情報で非開示とされたものの非開示情報該当性について検討する。

まず、「課題ごとの評価を踏まえた校長の総合評価」について検討する。校長は、総合評価として「ア」又は「イ」のいずれかを記載することになっている。「ア」又は「イ」の評価の意味するところは必ずしも判然としないものの、いずれにしても対象教諭等に対する校長の評価を示すものであり、これが開示されれば、今後、校長は、対象教諭等の受け止め方に配慮し、当該総合評価をした「総合評価の理由」も含め率直な記載を躊躇するおそれがあると認められるから、かかる情報は条例第7条第6号に該当するものと認められる。

次に、「定められた課題ごとの対象教諭等に対する評価」及び「総合評価の理由」について検討する。校長は、対象教諭等について、所定の項目ごとに問題と認められる事象発生の頻度及び程度を把握し、校長等の助言や協力が必要と認められる状況が週1回以上あると認め

る場合又は問題発生の頻度に関わりなく校長等の助言や協力があっても児童等への指導を任せることができないと認められる場合には、当該項目の該当欄に○印を付すことになっている。②で述べたとおりの学校関係者の状況の下であっても、開示される情報が○印の分布のみであれば、対象教諭等について「指導不適切」の認定がなされたとの学校関係者の推測の度を高めるおそれがあるとまではいい切れない。また「総合評価の理由」は、現に生じている各対象教諭等の問題事象をとり上げながら評価の理由を説明したものであるが、簡潔な記載であるため、そのみで学校関係者の推測の度を高めるものとまではいい切れない。しかしながら、対象教諭等に見れば、学校関係者により本件における3件の様式4に記載された評価のいずれが自分のものであるかを推測され、又は詮索されること自体を望まないのが通常であると考えられるから、かかる情報も「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」情報として条例第7条第2号に該当するものと認められる。仮に、条例第7条第2号に該当するとまではいえないとしても、これが開示されれば、今後、校長は、対象教諭等の受け止め方に配慮し、又は学校関係者の推測の度を高めることのないように配慮して率直な記載を躊躇するおそれがあると認められるから、かかる情報は同条第6号に該当するものと認められる。

v 様式5に記録されたその他の情報の非開示情報該当性について

様式5に記録された情報のうち、②で述べたもの以外の情報で非開示とされたものの非開示情報該当性について検討する。

まず「定められた評価要素ごとの対象教諭等に対する校長の評価」についてである。当審査会が見分したところ、所定の項目ごとに様式中の該当欄に○印を記入する仕方でS、A、B、C又はDの5段階評価が記載されているとともに、当該評価をした理由、評価にあたって特に着目した点、現にある問題点等が校長の所見として極めて簡潔に記載されている。また「対象教諭等の校務分掌、事務処理等に関する校長の総合的な所見」には、現に生じている対象教諭等の問題事象をとり上げながら校長の所見が記載されているが、これも簡潔にまとめられている。開示される情報が、かかる簡潔な記載や○印の分布のみであれば、②で述べたとおりの学校関係者の状況の下であっても対象教諭等について「指導不適切」の認定がなされたとの学校関係者の推測の度を高めるおそれがあるとまではいい切れない。しかしながら、対象教諭等に見れば、学校関係者により本件における3件の様式5に記載された評価のいずれが自分のものであるかを推測され、又は詮索されること自体を望まないのが通常であると考えられるから、かかる情報も条例第7条第2号に該当するものと認められる。仮に、条例第7条第2号に該当するとまではいえないとしても、これらが開示されれば、今後、校長は、対象教諭等の受け止め方に配慮し、又は学校関係者の推測の度を高めることのないように配慮して率直な記載を躊躇するおそれがあると認められるから、かかる情報は同条第6号に該当するものと認められる。

エ 公文書3、公文書7及び公文書12に記録されたその他の情報の非開示情報該当性について

これらの公文書に記録されている情報のうち②で述べたもの以外の情報で非開示とされたものは、「対象教諭等について『指導不適切』の認定を行おうとする理由の一部」である。すでに開示された部分からも明らかのように、ここには各校長が「指導不適切」の認定申請に及んだ

理由の要旨が記載されている。当審査会が見分したところ、これは、様式1に記載の「対象教諭等について『指導不適切』の認定申請をした理由を説明した記載の一部」並びに様式2に記載の「対象教諭等の指導により児童等の教育に支障をきたしている状況」及び「対象教諭等の指導の不適切さに関する校長の総合所見」の内容を引用しながら実施機関がまとめたものである。また、公文書7には、公文書5の様式3に記載された保護者からの声の内容が、具体的な内容が分かる程度に要約され、引用されている。これらの情報は、上記のとおり、それぞれ条例第7条第2号又は第6号に該当するものであり、それらを引用して記載された「対象教諭等について『指導不適切』の認定を行おうとする理由の一部」も、同様に非開示情報に該当するものと認められる。ただし、公文書3には、すでに公文書1の様式1において開示された記載を引用した部分があり、その内容は当該開示された部分と同様であると認められる。当審査会としては、当該開示された部分に条例第7条第2号に該当する情報が含まれていることは否定できないと考えるものであるが、すでに実施機関が当該部分を開示している本件においては、実施機関は当該開示された部分に記載された情報が条例第7条第2号又は第6号に該当する情報であるとは認めていなかったものと考えざるを得ないから、公文書3において非開示とされた情報のうち当該開示された部分と同様の内容であると認められるもの（別表第3の「開示相当と判断する部分」の欄に掲げるもの）は開示されるべきである。

(4) 条例第9条に基づく公益上の理由による裁量的開示の必要性について

本件において実施機関が非開示とした情報は、別表第3の「開示相当と判断する部分」の欄に掲げるものを除き、それぞれ条例第7条第2号又は第6号に該当し、非開示とされるべき情報である。申立人は、「指導不適切」の認定申請や指導改善研修の運用のあり方を精査する必要があるとして裁量的開示を求めるが、その主張は抽象的で、非開示による利益に優越する公益上の必要性があるとは認められないから、実施機関が裁量的開示を行わなかったことが条例に反するものであったとはいえない。

(5) 結論

以上のとおりであるから、冒頭のとおり判断する。

なお、本件における実施機関の対応に関し付言する。

本件においては、実施機関が開示して差し支えないと判断し、開示をした情報と同種の情報が非開示とされた箇所が少なからずあり、逆に実施機関が非開示とした情報と同種の情報が開示された箇所も見られた。条例の運用に当たって、公文書の開示を請求する権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をすることは実施機関の責務である。実施機関においては、かかる責務の重大性に改めて思いをいたし、今後、開示請求に対する決定を行うに際しては、「原則開示」が条例の趣旨であることを十分に踏まえるとともに、非開示とされるべき情報の取扱いについても慎重に検討し、条例の適正な運用に努めるよう要望するものである。

別記

- 1 平成 20 年度「課題のある教員の取扱いに関する規則運用方針」に係る様式番号 1～6, 8～9, 11, 13～14 に準ずる書類
- 2 平成 21 年度「課題のある教員の取扱いに関する規則」に係る第 5 条第 1 項の計画書, 第 6 項の報告書
- 3 平成 21 年度「課題のある教員の取扱いに関する規則運用方針」に係る様式番号 15～17, 19

審 査 会 の 処 理 経 過

(諮問第 51 号)

年 月 日	内 容
平成 22. 7. 5	・ 諮問を受けた
22. 7. 21	・ 実施機関（教育局学校教育部教職員課）から理由説明書を受理した
22. 8. 9	・ 申立人から意見書を受理した
22. 9. 10 (平成 22 年度第 3 回情報公開審査会)	・ 実施機関から意見を聴取した ・ 諮問の審議を行った
22. 11. 4 (平成 22 年度第 4 回情報公開審査会)	・ 諮問の審議を行った
22. 12. 9 (平成 22 年度第 5 回情報公開審査会)	・ 諮問の審議を行った
23. 1. 17 (平成 22 年度第 6 回情報公開審査会)	・ 諮問の審議を行った
23. 2. 18 (平成 22 年度第 7 回情報公開審査会)	・ 諮問の審議を行った
23. 4. 27 (平成 23 年度第 1 回情報公開審査会)	・ 諮問の審議を行った
23. 6. 6 (平成 23 年度第 2 回情報公開審査会)	・ 諮問の審議を行った
23. 7. 11 (平成 23 年度第 3 回情報公開審査会)	・ 諮問の審議を行った
23. 8. 19 (平成 23 年度第 4 回情報公開審査会)	・ 諮問の審議を行った
23. 9. 16 (平成 23 年度第 5 回情報公開審査会)	・ 諮問の審議を行った

別表第1

開示請求対象公文書	開示請求に応じ、実施機関が特定した公文書の名称	非開示・一部開示決定の別	公文書の性格、位置づけ等	公文書の呼称
1. 平成20年度「課題のある教員の取扱いに関する規則運用方針」に係る別紙 様式番号1～6, 8～9, 11, 13～14に準ずる書類	指導不適切の認定について（平成21年1月30日）	一部開示決定	A教諭の所属校の校長が、A教諭について「指導不適切」の認定を行うよう実施機関に求めた申請書（様式1） なお、以下の書類が添付されている。 指導が不適切であると認められる教員に係る調書（様式2） 指導が不適切であると認められる教員の指導・観察の記録（様式3） 指導が不適切であると認められる教員に係る評価（様式4） 指導が不適切であると認められる教員の校務分掌・事務処理等に係る評価（様式5）	公文書1
	審議依頼書（平成21年2月13日）	一部開示決定	実施機関が、課題のある教員審査委員会に対し、A教諭に係る「指導不適切」の認定についての審議を依頼した文書（様式6）	公文書2
	指導不適切の認定についての申請について（通知）（平成21年2月16日）	一部開示決定	実施機関が、「指導不適切」の認定について課題のある教員審査委員会に審議を依頼したことをA教諭に通知し、意見がある場合には提出するよう求めた文書（様式8）	公文書3
	指導不適切の不認定について（通知）（平成21年3月31日）	一部開示決定	実施機関が、A教諭に対し、「指導不適切」の認定を行わないこととした旨を通知した文書（様式13）	公文書4
	指導不適切の認定について（平成21年3月16日）	一部開示決定	B教諭の所属校の校長が、B教諭について「指導不適切」の認定を行うよう実施機関に求めた申請書（様式1） なお、以下の書類が添付されている。 指導が不適切であると認められる教員に係る調書（様式2） 指導が不適切であると認められる教員の指導・観察の記録（様式3） 指導が不適切であると認められる教員に係る評価（様式4） 指導が不適切であると認められる教員の校務分掌・事務処理等に係る評価（様式5）	公文書5
	審議依頼書（平成21年3月19日）	一部開示決定	実施機関が、課題のある教員審査委員会に対し、B教諭に係る「指導不適切」の認定についての審議を依頼した文書（様式6）	公文書6
	指導不適切の認定についての申請について（通知）（平成21年3月19日）	一部開示決定	実施機関が、「指導不適切」の認定について課題のある教員審査委員会に審議を依頼したことをB教諭に通知し、意見がある場合には提出するよう求めた文書（様式8）	公文書7
	指導不適切の認定について（通知）（平成21年3月）	一部開示決定	実施機関が、B教諭に対し、「指導不適切」の認定を行った旨を通知した文書（様式11）	公文書8
	指導改善研修の受講について（平成21年3月）	一部開示決定	実施機関が、B教諭に対し、指導改善研修の受講を命じた文書（様式14）	公文書9
	指導不適切の認定について（平成21年1月30日）	一部開示決定	C教諭の所属校の校長が、C教諭について「指導不適切」の認定を行うよう実施機関に求めた申請書（様式1） なお、以下の書類が添付されている。 指導が不適切であると認められる教員に係る調書（様式2） 指導が不適切であると認められる教員の指導・観察の記録（様式3） 指導が不適切であると認められる教員に係る評価（様式4） 指導が不適切であると認められる教員の校務分掌・事務処理等に係る評価（様式5）	公文書10
	審議依頼書（平成21年2月13日）	一部開示決定	実施機関が、課題のある教員審査委員会に対し、C教諭に係る「指導不適切」の認定についての審議を依頼した文書（様式6）	公文書11
	指導不適切の認定についての申請について（通知）（平成21年2月16日）	一部開示決定	実施機関が、「指導不適切」の認定について課題のある教員審査委員会に審議を依頼したことをC教諭に通知し、意見がある場合には提出するよう求めた文書（様式8）	公文書12
	C教諭の意見書（平成21年2月20日）様式9号	非開示決定	実施機関がC教諭の「指導不適切」の認定について課題のある教員審査委員会に審議を依頼したことをC教諭に対して通知したことを受けて、C教諭が実施機関に提出した意見書（様式9）	公文書13
	指導不適切の認定について（通知）（平成21年3月18日）	一部開示決定	実施機関が、C教諭に対し、「指導不適切」の認定を行った旨を通知した文書（様式11）	公文書14
	指導改善研修の受講について（平成21年3月18日）	一部開示決定	実施機関が、C教諭に対し、指導改善研修の受講を命じた文書（様式14）	公文書15
2. 平成21年度「課題のある教員の取扱いに関する規則」に係る第5条第1項の計画書、第6項の報告書	研修計画	一部開示決定	仙台市教育センターが作成したB教諭及びC教諭に係る指導改善研修の月間予定表	公文書16
	B教諭の研修状況報告書（平成22年3月5日）	非開示決定	仙台市教育センター所長が作成し実施機関に提出した、B教諭に係る指導改善研修の状況及び指導の改善の程度に関する報告書	公文書17
	C教諭の研修状況報告書（平成22年3月5日）	非開示決定	仙台市教育センター所長が作成し実施機関に提出した、C教諭に係る指導改善研修の状況及び指導の改善の程度に関する報告書	公文書18
3. 平成21年度「課題のある教員の取扱いに関する規則運用方針」に係る別紙 様式番号15～17, 19	審議依頼書（平成22年3月5日）	一部開示決定	実施機関が、課題のある教員審査委員会に対し、B教諭及びC教諭に係る「指導の改善の程度」の認定についての審議を依頼した文書（様式15）	公文書19
	指導の改善の程度に関する認定について（通知）（平成22年3月8日）	一部開示決定	実施機関が、「指導の改善の程度」の認定について課題のある教員審査委員会に審議を依頼したことをB教諭に通知し、意見がある場合には提出するよう求めた文書（様式16）	公文書20
	B教諭の意見書（平成22年3月12日）様式17号	非開示決定	実施機関がB教諭の「指導の改善の程度」の認定について課題のある教員審査委員会に審議を依頼したことをB教諭に対して通知したことを受けて、B教諭が実施機関に提出した意見書（様式17）	公文書21
	指導改善の程度の認定及び今後の処遇の決定について（平成22年3月23日）	一部開示決定	実施機関が、B教諭に対し、「指導の改善の程度」の認定結果及び理由並びに今後の処遇に関する決定内容を通知した文書（様式19）	公文書22
	指導の改善の程度に関する認定について（通知）（平成22年3月8日）	一部開示決定	実施機関が、「指導の改善の程度」の認定について課題のある教員審査委員会に審議を依頼したことをC教諭に通知し、意見がある場合には提出するよう求めた文書（様式16）	公文書23
指導改善の程度の認定及び今後の処遇の決定について（平成22年3月8日）	一部開示決定	実施機関が、C教諭に対し、「指導の改善の程度」の認定結果及び理由並びに今後の処遇に関する決定内容を通知した文書（様式19）	公文書24	

表中「様式○」とは、運用方針の定める様式番号のいずれに該当するものかを表している。（例 「様式1」とは、運用方針の定める様式番号1「認定申請書」に即して作成された文書である。）

別表第3 実施機関が非開示とした情報のうち開示することが相当と判断する部分

1 非開示決定に係る公文書

公文書の区分	実施機関が非開示とした情報	開示相当と判断する部分 (開示されるべき情報と非開示とされるべき情報を容易に区分することができないため、当該部分を開示することに伴い本来非開示とされるべき他の情報が開示されてしまう結果となる部分を除く。)
公文書 13	各様式に定められている表の枠線、字句等	様式9に定められている字句及び意見を記入すべき欄の枠線
	対象教諭等の所属学校名	C教諭が記載した学校名のうち当該学校に特有の部分を除いた部分
	対象教諭等の職名	C教諭が記載したC教諭の職名
	実施機関への提出年月日 様式の一部を対象教諭等が訂正した文字等	C教諭が記載した提出年月日を示す数字 C教諭が記載した敬称を示す文字
公文書 17	様式化されていると認められる書式中の表の枠線、定型的な字句等	報告書の標題、表の枠線、各記入欄に記載する事項を表示するために付された見出し等（氏名、性別、生年月日及び年齢を記入すべき欄についてはB教諭の氏名（ふりがなを含む。）、生年月日である日付を示す数字、年齢を示す数字及び性別を示す文字以外の部分をいい、研修のねらい等を記入すべき欄については算用数字の1～4が付された見出しに限る。）、報告をする旨を表示した字句及び報告書の宛先として記載された字句（敬称を含む。）
	対象教諭等の所属学校名	所属を記入すべき欄に所長が記載したB教諭の所属学校名のうち当該学校に特有の部分を除いた部分
	対象教諭等の職名	職名を記入すべき欄に所長が記載したB教諭の職名
	実施機関への報告年月日	所長が記載した報告年月日
	対象教諭等の指導改善研修の研修期間	研修期間を記入すべき欄に所長が記載した全ての字句
	対象教諭等に対し「指導不適切」の認定をした際、審査委員会から実施機関に提出された意見の内容及び提出時期	審査委員会の意見を記入すべき欄に所長が記載した全ての字句及び見出しの右に所長が記載した提出時期を示す年月
対象教諭等に対する指導改善研修の主な内容	研修のねらい等を記入すべき欄の算用数字の2が付された見出しの下に所長が記載した字句のうち、1行目1文字目～6行目19文字目、6行目33文字目～9行目12文字目、10行目20文字目～11行目6文字目、11行目16文字目～11行目末尾	
作成者である所長の職名、氏名及び職印	所長が記載した所長の職名及び氏名並びに所長が押印した所長印の印影	
公文書 18	様式化されていると認められる書式中の表の枠線、定型的な字句等	報告書の標題、表の枠線、各記入欄に記載する事項を表示するために付された見出し等（氏名、性別、生年月日及び年齢を記入すべき欄についてはC教諭の氏名（ふりがなを含む。）、生年月日である日付を示す数字、年齢を示す数字及び性別を示す文字以外の部分をいい、研修のねらい等を記入すべき欄については算用数字の1～4が付された見出しに限る。）、報告をする旨を表示した字句及び報告書の宛先として記載された字句（敬称を含む。）
	対象教諭等の所属学校名	所属を記入すべき欄に所長が記載したC教諭の所属学校名のうち当該学校に特有の部分を除いた部分
	対象教諭等の職名	職名を記入すべき欄に所長が記載したC教諭の職名

	実施機関への報告年月日	所長が記載した報告年月日
	対象教諭等の指導改善研修の研修期間	研修期間を記入すべき欄に所長が記載した全ての字句
	対象教諭等に対し「指導不適切」の認定をした際、審査委員会から実施機関に提出された意見の内容及び提出時期	審査委員会の意見を記入すべき欄に所長が記載した全ての字句及び見出しの右に所長が記載した提出時期を示す年月
	対象教諭等に対する指導改善研修の主な内容	研修のねらい等を記入すべき欄の算用数字の2が付された見出しの下に所長が記載した字句のうち、1行目1文字目～6行目19文字目、6行目33文字目～9行目12文字目、10行目14文字目～10行目41文字目、11行目20文字目～11行目末尾
	作成者である所長の職名、氏名及び職印	所長が記載した所長の職名及び氏名並びに所長が押印した所長印の印影
公文書 21	各様式に定められている表の枠線、字句等	様式17に定められている字句及び意見を記入すべき欄の枠線
	対象教諭等の所属学校名	B教諭が記載した学校名のうち当該学校に特有の部分を除いた部分
	対象教諭等の職名	B教諭が記載したB教諭の職名
	実施機関への提出年月日	B教諭が記載した提出年月日を示す数字
	様式の一部を対象教諭等が訂正した文字等	様式17に記載されている「あて」の文字の上に記載した取消し線及びB教諭が記載した敬称を示す文字

2 一部開示決定に係る公文書

公文書の区分	実施機関が非開示とした情報	開示相当と判断する部分 (開示されるべき情報と非開示とされるべき情報を容易に区別することができないため、当該部分を開示することに伴い本来非開示とされるべき他の情報が開示されてしまう結果となる部分を除く。)
公文書 1	各様式に定められている表の枠線、字句等	様式2に定められている字句及び表の枠線
	対象教諭等の所属学校名	所属を記入すべき欄に校長が記載したA教諭の所属学校名のうち当該学校に特有の部分を除いた部分
	対象教諭等の職名	各記入欄に校長が記載したA教諭の職名
	校内における対象教諭等への指導の経過	2頁目の上から2番目の記入欄に校長が記載した字句のうち、1行目22文字目～1行目42文字目、3行目8文字目～3行目23文字目、4行目24文字目～4行目38文字目、5行目7文字目～5行目12文字目、5行目38文字目～6行目22文字目、7行目43文字目～8行目末尾
	対象教諭等の指導の不適切さに関する校長の総合所見	2頁目の下から1番目の記入欄に校長が記載した字句のうち、3行目7文字目～3行目12文字目、3行目20文字目～3行目23文字目
様式 3	各様式に定められている表の枠線、字句等	様式3に定められている字句(校長が記載したページ番号を示す数字を含む。)及び表の枠線
	対象教諭等の所属学校名	学校名を記入すべき欄に校長が記載したA教諭の所属学校名のうち当該学校に特有の部分を除いた部分
	対象教諭等の職名	A教諭の不適切な指導やA教諭に対する校長等の指導に関わる一連の事実経過を時系列で記入すべき欄のうち中央の欄に校長が記載したA教諭の職名

	<p>対象教諭等の不適切な指導や対象教諭等に対する校長等の指導に関わる一連の事実経過</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ A教諭の不適切な指導やA教諭に対する校長等の指導に関わる一連の事実経過を時系列で記入すべき欄のうち中央の欄に校長が記載した字句のうち、以下の部分 1 頁目：12 行目 17 文字目～12 行目 25 文字目, 12 行目 36 文字目～13 行目末尾, 14 行目 1 文字目～14 行目 3 文字目, 14 行目 19 文字目～14 行目 23 文字目, 15 行目 25 文字目～15 行目 29 文字目, 16 行目 7 文字目～16 行目 15 文字目, 19 行目 1 文字目～19 行目 3 文字目, 19 行目 18 文字目～19 行目末尾, 25 行目 1 文字目～25 行目 4 文字目, 25 行目 9 文字目～25 行目末尾, 26 行目 5 文字目～26 行目 17 文字目, 27 行目 6 文字目～27 行目末尾, 28 行目 10 文字目～28 行目末尾 2 頁目：7 行目 1 文字目～7 行目末尾, 10 行目 25 文字目, 10 行目 26 文字目, 10 行目 29 文字目～10 行目 33 文字目, 11 行目 7 文字目～11 行目末尾, 12 行目 5 文字目～12 行目 11 文字目, 12 行目 17 文字目, 12 行目 24 文字目～12 行目 26 文字目, 15 行目 16 文字目, 15 行目 17 文字目, 15 行目 20 文字目～15 行目末尾, 16 行目 5 文字目～16 行目 7 文字目, 16 行目 11 文字目, 16 行目 12 文字目, 16 行目 17 文字目～16 行目 20 文字目, 17 行目 2 文字目～17 行目 5 文字目, 19 行目 1 文字目～19 行目 6 文字目, 19 行目 11 文字目～19 行目 16 文字目, 19 行目 26 文字目～19 行目 31 文字目, 20 行目 29 文字目～20 行目末尾, 21 行目 1 文字目～21 行目 3 文字目, 21 行目 27 文字目～21 行目 30 文字目, 25 行目 1 文字目～25 行目 3 文字目, 25 行目 20 文字目～25 行目 24 文字目, 28 行目 15 文字目～28 行目末尾, 29 行目 1 文字目～29 行目 3 文字目, 29 行目 12 文字目～29 行目末尾 3 頁目：3 行目 1 文字目～3 行目 6 文字目, 3 行目 18 文字目～4 行目末尾, 5 行目 2 文字目～5 行目 5 文字目, 5 行目 15 文字目, 5 行目 19 文字目～5 行目 25 文字目, 5 行目 30 文字目～6 行目末尾, 12 行目 1 文字目～12 行目 12 文字目, 13 行目 13 文字目～13 行目 15 文字目, 13 行目 20 文字目～13 行目 32 文字目, 13 行目 35 文字目～14 行目 2 文字目, 14 行目 25 文字目～14 行目末尾, 22 行目 1 文字目～22 行目 4 文字目, 22 行目 15 文字目～22 行目 19 文字目, 22 行目 24 文字目, 23 行目 2 文字目～23 行目 6 文字目, 25 行目 1 文字目～25 行目 18 文字目, 25 行目 23 文字目～25 行目 30 文字目, 26 行目 3 文字目～26 行目 15 文字目, 26 行目 20 文字目～27 行目末尾, 28 行目 1 文字目～28 行目 7 文字目, 28 行目 15 文字目～29 行目 2 文字目, 29 行目 18 文字目～29 行目 29 文字目, 29 行目 34 文字目～29 行目末尾, 30 行目 3 文字目～30 行目末尾 4 頁目：12 行目 4 文字目～12 行目 6 文字目, 12 行目 9 文字目～12 行目 20 文字目, 12 行目 25 文字目, 12 行目 26 文字目, 14 行目 31 文字目～15 行目末尾, 16 行目 26 文字目～17 行目 3 文字目, 17 行目 23 文字目～17 行目 35 文字目, 21 行目 1 文字目～22 行目 6 文字目, 22 行目 33 文字目～23 行目 2 文字目, 23 行目 11 文字目～23 行目 13 文字目, 24 行目 1 文字目～24 行目 3 文字目, 24 行目 11 文字目～24 行目 14 文字目, 24 行目 19 文字目～24 行目 30 文字目, 25 行目 32 文字目～26 行目末尾, 27 行目 13 文字目～27 行目 18 文字目, 27 行目 21 文字目, 27 行目 22 文字目 5 頁目：1 行目 4 文字目～1 行目 9 文字目, 1 行目 14 文字目～1
--	--	---

		<p>行目末尾, 2行目 1文字目～2行目 3文字目, 2行目 16文字目～2行目 18文字目, 2行目 23文字目～3行目末尾, 13行目 1文字目～13行目 24文字目, 13行目 29文字目, 13行目 30文字目, 15行目 16文字目～15行目末尾, 16行目 1文字目～16行目 4文字目, 16行目 9文字目～16行目 16文字目, 16行目 36文字目～17行目末尾, 19行目 7文字目～19行目 23文字目, 19行目 35文字目～20行目 10文字目, 20行目 35文字目～21行目 3文字目, 21行目 7文字目～21行目 13文字目, 24行目 9文字目～24行目 11文字目, 24行目 19文字目～24行目 27文字目, 28行目 16文字目～28行目 24文字目, 29行目 1文字目, 29行目 2文字目, 31行目 1文字目～31行目 3文字目, 31行目 21文字目～31行目 30文字目, 31行目 35文字目～32行目末尾, 33行目 1文字目～33行目 4文字目, 33行目 9文字目～33行目末尾, 34行目 2文字目～34行目 4文字目, 34行目 14文字目, 34行目 15文字目, 35行目 10文字目～35行目 20文字目</p> <p>6頁目：2行目 31文字目～2行目末尾, 4行目 6文字目～4行目末尾, 5行目 1文字目～5行目 4文字目, 5行目 33文字目～6行目末尾, 10行目 1文字目～10行目 12文字目, 10行目 20文字目～10行目末尾, 20行目 11文字目～20行目 16文字目, 21行目 22文字目～21行目 25文字目, 25行目 19文字目～25行目 31文字目, 29行目 1文字目～29行目末尾, 32行目 7文字目～32行目 15文字目, 34行目 24文字目～35行目 5文字目</p> <p>7頁目：3行目 4文字目～3行目 18文字目, 3行目 23文字目～4行目 7文字目, 4行目 11文字目～4行目末尾, 13行目 10文字目～13行目末尾, 16行目 23文字目～16行目 28文字目, 17行目 32文字目～17行目 37文字目, 21行目 21文字目～21行目 23文字目, 21行目 33文字目, 22行目 1文字目～22行目 4文字目, 22行目 30文字目～22行目 34文字目, 23行目 11文字目～23行目 18文字目, 23行目 30文字目～24行目 2文字目, 34行目 6文字目～34行目 10文字目</p> <p>・「確認者」の欄に校長が記載した字句のうち、以下の部分</p> <p>1頁目：1行目 1文字目～4行目 2文字目, 6行目 1文字目～7行目 1文字目, 9行目 1文字目, 9行目 2文字目</p> <p>2頁目：3行目 1文字目～5行目 2文字目, 10行目 1文字目～12行目 2文字目</p> <p>3頁目：1行目 1文字目, 1行目 2文字目, 3行目 1文字目～6行目 2文字目, 8行目 1文字目～9行目 1文字目</p> <p>4頁目：1行目 1文字目～2行目 1文字目, 4行目 1文字目, 4行目 2文字目, 9行目 1文字目～11行目 2文字目, 13行目 1文字目～15行目末尾</p> <p>5頁目：1行目 1文字目～2行目 1文字目, 5行目 1文字目, 5行目 2文字目, 7行目 1文字目～9行目 2文字目</p> <p>6頁目：1行目 1文字目, 1行目 2文字目, 5行目 4文字目～8行目末尾</p> <p>7頁目：1行目 1文字目～5行目 2文字目, 8行目 1文字目～10行目末尾</p>
	実施機関への提出年月日	校長が記載した提出年月日

様式 4	各様式に定められている表の枠線、字句等	様式4に定められている字句及び表の枠線	
	公文書の作成者である校長の所属学校名及び氏名	校長が記載した学校名のうち当該学校に特有の部分を除いた部分	
	校長印の印影	校長が押印した校長印の印影のうち校長の所属学校に特有の部分を除いた部分	
	対象教諭等の職名	職名及び氏名を記入すべき欄に校長が記載したA教諭の職名	
	実施機関への提出年月日	校長が記載した提出年月日を示す数字	
様式 5	各様式に定められている表の枠線、字句等	様式5に定められている字句、職名及び氏名を記載すべき箇所を示す下線並びに表の枠線（点線を含む。）	
	公文書の作成者である校長の所属学校名及び氏名	校長が記載した学校名のうち当該学校に特有の部分を除いた部分	
	校長印の印影	校長が押印した校長印の印影のうち校長の所属学校に特有の部分を除いた部分	
	対象教諭等の職名	校長が記載したA教諭の職名	
	実施機関への提出年月日	校長が記載した提出年月日を示す数字	
公文書 3	対象教諭等について「指導不適切」の認定を行おうとする理由の一部	「指導不適切の認定を行おうとする理由説明書」の欄に校長が記載した字句のうち、11行目4文字目～12行目19文字目	
公文書 5	対象教諭等の職名	「2 申請の理由」に校長が記載したB教諭の職名	
	対象教諭等について「指導不適切」の認定申請をした理由を説明した記載の一部	「2 申請の理由」に校長が記載した字句のうち、5行目40文字目～6行目5文字目、7行目27文字目～7行目33文字目	
	様式 2	各様式に定められている表の枠線、字句等	様式2に定められている字句及び表の枠線
	対象教諭等の所属学校名	所属を記入すべき欄に校長が記載したB教諭の所属学校名のうち当該学校に特有の部分を除いた部分	
	対象教諭等の職名	各記入欄に校長が記載したB教諭の職名	
	校内における対象教諭等への指導の経過	2頁目の上から2番目の記入欄に校長が記載した字句のうち、1行目25文字目～1行目30文字目、1行目36文字目～2行目7文字目、3行目10文字目～3行目24文字目、4行目35文字目～4行目38文字目、5行目36文字目～6行目末尾	
	対象教諭等の現状認識	2頁目の下から2番目の記入欄に校長が記載した字句のうち、2行目27文字目～2行目32文字目、5行目6文字目～5行目11文字目、6行目24文字目～6行目35文字目	
対象教諭等の指導の適切さに関する校長の総合所見	2頁目の下から1番目の記入欄に校長が記載した字句のうち、1行目1文字目～1行目5文字目、1行目15文字目～1行目21文字目、1行目26文字目～2行目2文字目、2行目7文字目、2行目8文字目、2行目24文字目～2行目末尾、3行目4文字目～3行目13文字目、3行目33文字目～4行目18文字目		
様式 3	各様式に定められている表の枠線、字句等	様式3に定められている字句（校長が記載したページ番号を示す数字を含む。）及び表の枠線	
	対象教諭等の所属学校名	学校名を記入すべき欄に校長が記載したB教諭の所属学校名のうち当該学校に特有の部分を除いた部分	
	対象教諭等の職名	各記入欄に校長が記載したB教諭の職名	

	<p>対象教諭等の不適切な指導や対象教諭等に対する校長等の指導に関わる一連の事実経過</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ B教諭の不適切な指導やB教諭に対する校長等の指導に関わる一連の事実経過を時系列で記入すべき欄のうち中央の欄に校長が記載した字句のうち、以下の部分 1 頁目： 7 行目 9 文字目～7 行目 12 文字目, 8 行目 5 文字目～8 行目 13 文字目, 8 行目 18 文字目～8 行目 末尾, 13 行目 26 文字目～13 行目 28 文字目, 14 行目 1 文字目～14 行目 4 文字目, 16 行目 20 文字目～16 行目 22 文字目, 16 行目 27 文字目～16 行目 31 文字目, 18 行目 10 文字目～18 行目 末尾, 22 行目 10 文字目～22 行目 15 文字目, 22 行目 25 文字目～22 行目 末尾, 24 行目 15 文字目～24 行目 末尾, 26 行目 5 文字目～26 行目 11 文字目, 26 行目 33 文字目～27 行目 末尾 2 頁目： 1 行目 3 文字目～1 行目 12 文字目, 1 行目 31 文字目～2 行目 5 文字目, 5 行目 1 文字目～5 行目 8 文字目, 5 行目 19 文字目～5 行目 26 文字目, 9 行目 1 文字目～9 行目 6 文字目, 9 行目 11 文字目, 9 行目 12 文字目, 10 行目 7 文字目～10 行目 11 文字目, 12 行目 32 文字目～13 行目 11 文字目, 13 行目 33 文字目～14 行目 末尾, 15 行目 1 文字目～15 行目 6 文字目, 15 行目 16 文字目～15 行目 19 文字目, 15 行目 24 文字目～15 行目 末尾, 16 行目 32 文字目～17 行目 1 文字目, 17 行目 7 文字目～17 行目 19 文字目, 18 行目 16 文字目～18 行目 19 文字目, 19 行目 14 文字目～19 行目 18 文字目, 20 行目 1 文字目～20 行目 10 文字目, 20 行目 15 文字目, 20 行目 21 文字目～20 行目 31 文字目, 21 行目 3 文字目～21 行目 10 文字目, 21 行目 13 文字目～21 行目 末尾, 26 行目 1 文字目～26 行目 3 文字目, 26 行目 8 文字目, 26 行目 27 文字目～27 行目 6 文字目, 29 行目 11 文字目～29 行目 15 文字目, 30 行目 1 文字目～30 行目 3 文字目, 30 行目 8 文字目～30 行目 10 文字目, 31 行目 14 文字目～31 行目 22 文字目 3 頁目： 18 行目 5 文字目～18 行目 13 文字目, 18 行目 17 文字目～18 行目 26 文字目, 19 行目 30 文字目～19 行目 末尾, 20 行目 5 文字目～20 行目 7 文字目, 20 行目 31 文字目～21 行目 4 文字目 4 頁目： 4 行目 1 文字目～4 行目 7 文字目, 4 行目 20 文字目～4 行目 22 文字目, 5 行目 24 文字目～5 行目 末尾, 6 行目 32 文字目～7 行目 4 文字目, 7 行目 9 文字目～7 行目 29 文字目, 8 行目 1 文字目～8 行目 8 文字目, 9 行目 7 文字目～9 行目 12 文字目, 11 行目 1 文字目～11 行目 3 文字目, 11 行目 22 文字目～11 行目 25 文字目, 12 行目 1 文字目, 12 行目 6 文字目～12 行目 16 文字目, 13 行目 15 文字目～13 行目 20 文字目, 15 行目 1 文字目～15 行目 6 文字目, 15 行目 11 文字目～15 行目 19 文字目, 16 行目 5 文字目～16 行目 9 文字目, 18 行目 12 文字目～18 行目 14 文字目, 18 行目 19 文字目～18 行目 23 文字目, 21 行目 17 文字目～21 行目 22 文字目 5 頁目： 3 行目 1 文字目～3 行目 3 文字目, 3 行目 33 文字目～4 行目 4 文字目, 7 行目 15 文字目～7 行目 19 文字目, 10 行目 14 文字目～10 行目 24 文字目, 10 行目 29 文字目, 11 行目 17 文字目～11 行目 末尾, 14 行目 24 文字目～14 行目 27 文字目, 15 行目 29 文字目～16 行目 5 文字目, 16 行目 10 文字目～16 行目 末尾, 23 行目 11 文字目～23 行目 15 文字目, 24 行目 12 文字目～24 行目 16 文字目, 24 行目 21 文字目～24 行目 末尾
--	--	---

			<p>6頁目：2行目 26 文字目～3行目 3文字目, 24 行目 7文字目～9 文字目, 24 行目 19 文字目～24 行目末尾, 28 行目 14 文字目～28 行目 23 文字目, 28 行目 28 文字目, 28 行目 29 文字目, 30 行目 10 文字目～30 行目 15 文字目, 32 行目 1 文字目～32 行目 4 文字目</p> <p>7頁目：1行目 9 文字目～1行目 13 文字目, 2行目 28 文字目～2 行目末尾, 4行目 17 文字目～4行目 19 文字目, 4行目 24 文字目～4行目 29 文字目, 6行目 7 文字目～6行目 12 文字目, 11 行目 23 文字目～11 行目 25 文字目, 11 行目 30 文字目, 12 行目 2 文字目～12 行目 13 文字目, 13 行目 5 文字目～13 行目 7 文字目, 14 行目 18 文字目～14 行目 22 文字目, 15 行目 33 文字目～16 行目 3 文字目, 16 行目 16 文字目～16 行目末尾, 20 行目 4 文字目～20 行目 6 文字目, 20 行目 11 文字目～20 行目 19 文字目, 20 行目 24 文字目, 21 行目 9 文字目～21 行目 13 文字目, 26 行目 29 文字目～27 行目 4 文字目, 28 行目 28 文字目～29 行目 2 文字目, 29 行目 9 文字目～29 行目 16 文字目, 30 行目 10 文字目～30 行目 12 文字目, 30 行目 17 文字目～30 行目 22 文字目, 32 行目 3 文字目～32 行目 5 文字目, 32 行目 8 文字目～32 行目 11 文字目, 32 行目 18 文字目～32 行目 21 文字目, 32 行目 26 文字目, 32 行目 27 文字目, 33 行目 32 文字目, 33 行目 33 文字目</p> <p>8頁目：1行目 1 文字目～1行目 3 文字目, 2行目 1 文字目～2 行目 5 文字目, 3行目 12 文字目～3行目 14 文字目, 4行目 9 文字目～4行目 14 文字目, 5行目 22 文字目～5行目 26 文字目, 7行目 10 文字目～7行目 12 文字目, 8行目 5 文字目～8 行目末尾, 14 行目 6 文字目～14 行目 9 文字目, 14 行目 16 文字目, 14 行目 21 文字目～15 行目 3 文字目, 16 行目 14 文字目～16 行目 16 文字目, 16 行目 21 文字目～16 行目 26 文字目, 16 行目 30 文字目～17 行目末尾, 25 行目 11 文字目～25 行目末尾, 31 行目 29 文字目～32 行目 4 文字目, 33 行目 6 文字目～33 行目 8 文字目, 33 行目 13 文字目～33 行目 17 文字目, 35 行目 13 文字目～35 行目末尾</p> <p>9頁目：2行目 24 文字目～2行目 28 文字目, 4行目 8 文字目～4 行目末尾, 6行目 8 文字目～6行目 10 文字目, 6行目 22 文字目～6 行目末尾, 8行目 24 文字目～8行目 26 文字目, 8 行目 29 文字目～8 行目末尾, 9行目 28 文字目, 9行目 29 文字目, 9 行目 32 文字目～9 行目末尾, 14 行目 1 文字目～14 行目 3 文字目, 14 行目 8 文字目, 14 行目 12 文字目～14 行目 15 文字目, 14 行目 29 文字目～15 行目 2 文字目, 16 行目 7 文字目～16 行目 9 文字目, 16 行目 29 文字目, 17 行目 16 文字目～17 行目末尾</p> <p>・「確認者」の欄に校長が記載した字句のうち、以下の部分</p> <p>1 頁目：1 行目 1 文字目～2 行目末尾, 4 行目 1 文字目～5 行目末尾</p> <p>2 頁目：1 行目 1 文字目～8 行目末尾</p> <p>3 頁目：1 行目 1 文字目～3 行目末尾</p> <p>4 頁目：1 行目 1 文字目～5 行目末尾, 7 行目 1 文字目～8 行目末尾, 10 行目 1 文字目～11 行目末尾</p> <p>5 頁目：1 行目 1 文字目～3 行目末尾, 5 行目 1 文字目～8 行目末尾, 10 行目 1 文字目～11 行目末尾, 13 行目 1 文字目, 13 行目 2 文字目</p>
--	--	--	---

		6頁目：1行目1文字目～2行目末尾，4行目1文字目～5行目末尾 7頁目：1行目1文字目～3行目末尾，5行目1文字目～6行目末尾 8頁目：1行目1文字目，1行目2文字目 9頁目：1行目1文字目～2行目末尾	
様式4	各様式に定められている表の枠線，字句等	様式4に定められている字句及び表の枠線	
	公文書の作成者である校長の所属学校名及び氏名	校長が記載した学校名のうち当該学校に特有の部分を除いた部分	
	校長印の印影	校長が押印した校長印の印影のうち校長の所属学校に特有の部分を除いた部分	
	対象教諭等の職名	職名及び氏名を記入すべき欄に校長が記載したB教諭の職名	
	実施機関への提出年月日	校長が記載した提出年月日を示す数字	
様式5	各様式に定められている表の枠線，字句等	様式5に定められている字句，職名及び氏名を記載すべき箇所を示す下線並びに表の枠線（点線を含む。）	
	公文書の作成者である校長の所属学校名及び氏名	校長が記載した学校名のうち当該学校に特有の部分を除いた部分	
	校長印の印影	校長が押印した校長印の印影のうち校長の所属学校に特有の部分を除いた部分	
	対象教諭等の職名	校長が記載したB教諭の職名	
	実施機関への提出年月日	校長が記載した提出年月日を示す数字	
公文書10	様式1	対象教諭等の職名	「2 申請の理由」に校長が記載したC教諭の職名
	様式2	各様式に定められている表の枠線，字句等	様式2に定められている字句及び表の枠線
		対象教諭等の所属学校名	所属を記入すべき欄に校長が記載したC教諭の所属学校名のうち当該学校に特有の部分を除いた部分
		対象教諭等の職名	各記入欄に校長が記載したC教諭の職名
		校内における対象教諭等への指導の経過	2頁目の上から2番目の記入欄に校長が記載した字句のうち，2行目17文字目～2行目29文字目，3行目9文字目～3行目末尾，5行目1文字目～5行目5文字目，5行目10文字目～5行目末尾，7行目25文字目～7行目37文字目
		対象教諭等の現状認識	2頁目の下から2番目の記入欄に校長が記載した字句のうち，1行目1文字目～1行目9文字目，7行目21文字目～7行目23文字目
		対象教諭等の指導の不適切さに関する校長の総合所見	2頁目の下から1番目の記入欄に校長が記載した字句のうち，1行目1文字目～1行目8文字目
	様式3	各様式に定められている表の枠線，字句等	様式3に定められている字句（校長が記載したページ番号を示す数字を含む。）及び表の枠線
		対象教諭等の所属学校名	学校名を記入すべき欄に校長が記載したC教諭の所属学校名のうち当該学校に特有の部分を除いた部分
		対象教諭等の職名	各記入欄に校長が記載したC教諭の職名
	対象教諭等の不適切な指導や対象教諭等に対する校長等の指導に関わる一連の事実経過	・C教諭の不適切な指導やC教諭に対する校長等の指導に関わる一連の事実経過を時系列で記入すべき欄のうち中央の欄に校長が記載した字句のうち，以下の部分 1頁目：11行目12文字目～11行目14文字目，12行目4文字目～12行目8文字目，16行目1文字目～16行目3文字目，16行	

			<p>目 16 文字目～16 行目 21 文字目, 18 行目 1 文字目～18 行目 4 文字目, 19 行目 14 文字目～19 行目末尾, 20 行目 5 文字目～20 行目 7 文字目, 23 行目 6 文字目～23 行目 14 文字目, 23 行目 19 文字目, 23 行目 26 文字目～24 行目 7 文字目, 24 行目 12 文字目～24 行目末尾, 25 行目 1 文字目～25 行目 3 文字目, 26 行目 12 文字目～26 行目 28 文字目, 28 行目 12 文字目～28 行目末尾</p> <p>2 頁目 : 1 行目 1 文字目～1 行目 4 文字目, 2 行目 1 文字目, 2 行目 6 文字目～2 行目 9 文字目, 2 行目 15 文字目～2 行目 23 文字目, 26 行目 15 文字目～26 行目末尾</p> <p>3 頁目 : 10 行目 21 文字目～10 行目 24 文字目, 11 行目 20 文字目～12 行目 2 文字目, 12 行目 24 文字目～12 行目末尾, 13 行目 5 文字目～13 行目 7 文字目, 13 行目 27 文字目, 14 行目 3 文字目～14 行目末尾, 16 行目 1 文字目～16 行目 4 文字目, 16 行目 16 文字目, 16 行目 17 文字目, 16 行目 23 文字目～16 行目 28 文字目, 21 行目 1 文字目～21 行目 4 文字目, 21 行目 19 文字目～21 行目 21 文字目, 24 行目 1 文字目～24 行目 3 文字目, 24 行目 12 文字目, 24 行目 23 文字目～25 行目 2 文字目, 25 行目 5 文字目～25 行目 8 文字目, 25 行目 27 文字目～26 行目末尾, 32 行目 1 文字目～32 行目 4 文字目, 35 行目 5 文字目, 35 行目 12 文字目～35 行目 15 文字目, 35 行目 28 文字目, 35 行目 29 文字目</p> <p>4 頁目 : 1 行目 1 文字目～1 行目末尾, 6 行目 1 文字目～6 行目 4 文字目, 7 行目 12 文字目～7 行目末尾, 21 行目 8 文字目～21 行目 11 文字目, 22 行目 26 文字目～22 行目末尾, 24 行目 29 文字目, 25 行目 5 文字目～25 行目末尾, 31 行目 1 文字目～31 行目 4 文字目, 31 行目 13 文字目～31 行目 22 文字目, 32 行目 18 文字目～32 行目 23 文字目, 34 行目 15 文字目, 34 行目 18 文字目～34 行目末尾</p> <p>5 頁目 : 26 行目 1 文字目～26 行目 4 文字目, 26 行目 14 文字目～26 行目末尾</p> <p>6 頁目 : 3 行目 1 文字目～3 行目 8 文字目, 3 行目 12 文字目～3 行目 18 文字目, 3 行目 22 文字目～4 行目末尾, 5 行目 1 文字目～5 行目 4 文字目, 6 行目 13 文字目～6 行目 16 文字目, 10 行目 5 文字目～10 行目 7 文字目, 10 行目 10 文字目～10 行目 24 文字目, 11 行目 11 文字目～11 行目 22 文字目, 13 行目 3 文字目～13 行目末尾, 33 行目 1 文字目～33 行目 4 文字目, 33 行目 12 文字目～33 行目 14 文字目, 33 行目 20 文字目～33 行目 25 文字目</p> <p>7 頁目 : 9 行目 1 文字目～9 行目 4 文字目, 10 行目 15 文字目～10 行目末尾, 11 行目 1 文字目～11 行目 4 文字目, 11 行目 15 文字目～12 行目末尾, 27 行目 1 文字目～27 行目 4 文字目, 27 行目 10 文字目～27 行目 19 文字目, 27 行目 22 文字目～27 行目末尾</p> <p>8 頁目 : 1 行目 1 文字目～1 行目 8 文字目, 1 行目 11 文字目～1 行目末尾, 2 行目 13 文字目～2 行目末尾, 6 行目 15 文字目～6 行目 18 文字目, 7 行目 23 文字目～8 行目末尾, 9 行目 13 文字目～9 行目末尾, 18 行目 14 文字目～18 行目 16 文字目, 18 行目 21 文字目, 18 行目 28 文字目～19 行目 7 文字目, 21 行目 1 文字目～21 行目 3 文字目, 21 行目 11 文字目～21 行目 22 文字目, 21 行目 26 文字目～22 行目末尾, 28 行目 1 文字目～28 行目 4 文字目, 28 行目 21 文字目, 28 行目 22 文字目, 28 行目</p>
--	--	--	---

		<p>25 文字目～29 行目 4 文字目, 29 行目 26 文字目～30 行目 3 文字目, 30 行目 8 文字目～30 行目 10 文字目, 30 行目 23 文字目～31 行目末尾</p> <p>9 頁目: 4 行目 16 文字目～5 行目 2 文字目, 20 行目 22 文字目～20 行目 26 文字目, 23 行目 13 文字目～23 行目 17 文字目, 24 行目 15 文字目～24 行目末尾, 25 行目 1 文字目～25 行目 10 文字目, 25 行目 17 文字目, 25 行目 21 文字目～25 行目 23 文字目, 25 行目 26 文字目～26 行目 2 文字目, 26 行目 7 文字目～26 行目末尾, 30 行目 8 文字目～30 行目 13 文字目, 31 行目 28 文字目～32 行目 5 文字目</p> <p>10 頁目: 22 行目 28 文字目～23 行目末尾</p> <p>11 頁目: 14 行目 22 文字目～15 行目 4 文字目, 15 行目 16 文字目～15 行目 20 文字目</p> <p>12 頁目: 3 行目 23 文字目～4 行目 9 文字目, 18 行目 22 文字目～18 行目末尾, 23 行目 5 文字目～23 行目 7 文字目, 24 行目 15 文字目～24 行目 18 文字目, 24 行目 22 文字目～24 行目 24 文字目, 28 行目 1 文字目～28 行目 4 文字目, 28 行目 19 文字目～28 行目末尾</p> <p>13 頁目: 8 行目 1 文字目～8 行目 9 文字目, 8 行目 24 文字目～8 行目末尾, 9 行目 1 文字目～9 行目 4 文字目, 9 行目 19 文字目～9 行目末尾, 37 行目 1 文字目～37 行目 4 文字目, 37 行目 10 文字目～37 行目末尾</p> <p>14 頁目: 3 行目 1 文字目～3 行目末尾, 10 行目 1 文字目～10 行目 9 文字目, 10 行目 18 文字目～10 行目 20 文字目, 10 行目 25 文字目～12 行目末尾, 19 行目 1 文字目～19 行目末尾</p> <p>・「確認者」の欄に校長が記載した字句のうち, 以下の部分</p> <p>1 頁目: 1 行目 1 文字目～4 行目 2 文字目, 6 行目 1 文字目, 6 行目 2 文字目</p> <p>2 頁目: 1 行目 1 文字目, 1 行目 2 文字目, 5 行目 1 文字目, 5 行目 2 文字目</p> <p>3 頁目: 1 行目 1 文字目, 1 行目 2 文字目</p> <p>6 頁目: 1 行目 1 文字目～2 行目末尾, 6 行目 1 文字目～8 行目末尾</p> <p>7 頁目: 1 行目 1 文字目～2 行目末尾</p> <p>8 頁目: 1 行目 1 文字目～3 行目末尾</p> <p>9 頁目: 1 行目 1 文字目～3 行目末尾</p> <p>10 頁目: 1 行目 1 文字目～2 行目末尾</p> <p>11 頁目: 1 行目 1 文字目, 1 行目 2 文字目, 4 行目 1 文字目～4 行目末尾</p> <p>12 頁目: 1 行目 1 文字目～1 行目末尾, 4 行目 1 文字目～5 行目末尾, 7 行目 1 文字目～7 行目末尾</p> <p>13 頁目: 1 行目 1 文字目～2 行目末尾</p> <p>14 頁目: 1 行目 1 文字目～1 行目末尾</p>
様式 4	各様式に定められている表の枠線, 字句等	様式4に定められている字句及び表の枠線
	公文書の作成者である校長の所属学校名及び氏名	校長が記載した学校名のうち当該学校に特有の部分を除いた部分
	校長印の印影	校長が押印した校長印の印影のうち校長の所属学校に特有の部分を除いた部分

様式 5	対象教諭等の職名	職名及び氏名を記入すべき欄に校長が記載したC教諭の職名
	実施機関への提出年月日	校長が記載した提出年月日を示す数字
	各様式に定められている表の枠線、字句等	様式5に定められている字句、職名及び氏名を記載すべき箇所を示す下線並びに表の枠線（点線を含む。）
	公文書の作成者である校長の所属学校名及び氏名	校長が記載した学校名のうち当該学校に特有の部分を除いた部分
	校長印の印影	校長が押印した校長印の印影のうち校長の所属学校に特有の部分を除いた部分
	対象教諭等の職名	校長が記載したC教諭の職名
	実施機関への提出年月日	校長が記載した提出年月日を示す数字